

始



特 110

31

THE SCRIPTURE UNION OF JAPAN.
LIST OF READINGS FOR 1914.

表 課 日 友 之 書 聖

年 三 正 大



YE ARE MY FRIENDS. IF YE DO WHATSOEVER I COMMAND YOU.
JOHN. 15. 14

凡て我らに即ち行ふ事は命にらざらん我らに
凡て我らに即ち行ふ事は命にらざらん我らに

節四拾五拾第傳經新

年 壹 拾 參 第 立 創 友 之 書 聖

(買 賣 禁)

露光量違いの為重複撮影

特110
31

此の證は大正三年度限り



第
號

The Scripture Union.

會
友

聖書出友

千九百十四年

月

日

證

殿

此日課表によりて指定られたる聖書の本文は、毎日怠慢なく熟讀玩味すべきものなり。

肉體の食物を等閑にするものは其肉體次第に衰弱するがごとく靈魂の食物を等閑にするものも亦其靈魂次第に衰弱すべし。

神は我儕の靈魂の糧として聖書を賜はりこれによりて新しき生命及び眞正の幸福を享けしめ給ふなり。

一年中日課により正しく聖書を研究する人々は神の永生にいたるの道を歩むものなり然れば聖書の日課を讀むものは必ず先づ祈りて靈氣の扶助を受ること亦緊要なり。

大正三年 聖書之友



The Scripture Union.

聖書本文

一九百十四年

版

露光量違いの為重複撮影

創	申	母前	代上	帖	傳	哀	耳	米	基	太	徒	加	撒前			
創世記	申命記	撒母耳前書	歷代志略上	以上帖書	傳道之書	哀歌	約耳書	米迦書	哈基書	馬太傳	使徒行傳	加拉太書	帖撒羅尼			
出	書	母後	代下	百	歌	結	麼	翁	亞	可	羅	弗	撒後			
出埃及記	約書亞記	撒母耳後書	歷代志略下	約百記	雅歌	以西結書	亞麼士書	拿翁書	撒加利亞書	馬可傳	羅馬書	以弗所書	帖撒羅尼			
利	士	王上	喇	詩	賽	但	阿	哈	馬	路	哥前	腓	提前	多		
利未記	士師記	列王紀略上	以士喇書	詩篇	以賽亞書	但以理書	阿巴底亞書	哈巴谷書	馬太傳	哥林多前書	腓立比書	提摩太前書	提摩太前書	提摩太前書		
民	得	王下	尼	箴	耶	何	拿	番	以上舊約全書			約	哥後	西	提後	門
民數紀略	路得記	列王紀略下	尼希米亞記	箴言	耶利米亞書	何西阿書	約拿書	番雅雅書	約翰傳	哥林多後書	哥羅西書	提摩太後書	提摩太後書	腓利門書		

凡例 表中略語記號を用ふるこゝ左の如し EXPLANATION OF TERMS USED.

露光量違いの為重複撮影

凡例 表中略語記號を用ふることを左の如し

EXPLANATION OF TERMS USED.

創	申	母前	代上	帖	傳	哀	耳	米	基	太	徒	加	撒前
創世記	申命記	撒母耳前書	歷代志略上	以上帖書	傳道之書	哀歌	約耳書	米迦書	哈基書	馬太傳	使徒行傳	加拉太書	帖撒羅尼
創世記	申命記	撒母耳前書	歷代志略上	以上帖書	傳道之書	哀歌	約耳書	米迦書	哈基書	馬太傳	使徒行傳	加拉太書	帖撒羅尼
出	書	母後	代下	百	歌	結	廢	翁	亞	可	羅	弗	撒後
出埃及記	約書亞記	撒母耳後書	歷代志略下	約百記	雅歌	以西結書	亞廢士書	拿翁書	撒加利亞書	馬可傳	羅馬書	以弗所書	帖撒羅尼
出埃及記	約書亞記	撒母耳後書	歷代志略下	約百記	雅歌	以西結書	亞廢士書	拿翁書	撒加利亞書	馬可傳	羅馬書	以弗所書	帖撒羅尼
利	士	王上	喇	詩	賽	但	阿	哈	馬	路	哥前	腓	提前
利未記	士師記	列王紀略上	以士喇書	詩篇	以賽亞書	但以理書	阿巴底亞書	哈巴谷書	馬拉基書	路加傳	哥林多前書	腓立比書	提摩太前書
利未記	士師記	列王紀略上	以士喇書	詩篇	以賽亞書	但以理書	阿巴底亞書	哈巴谷書	馬拉基書	路加傳	哥林多前書	腓立比書	提摩太前書
民	得	王下	尼	箴	耶	何	拿	番	以上舊約全書				門
民數紀略	路得記	列王紀略下	尼希米亞記	箴言	耶利米亞書	何西阿書	約拿書	西番雅書	以上舊約全書				腓利門書
民數紀略	路得記	列王紀略下	尼希米亞記	箴言	耶利米亞書	何西阿書	約拿書	西番雅書	以上舊約全書				腓利門書

露光量違いの為重複撮影

來	希伯來書	雅	雅各書	彼前	彼得前書	彼後	彼得後書
約壹	約翰第一書	約貳	約翰第二書	約八	約翰第三書	猶	猶太書
默	約翰默示錄	以上新約全書					

表中○は章、―は節より節までの畧符なり、例へば一月一日の目録に詩百十五〇―一十
 八とあるは詩篇第百拾五篇一節より十八節までと解すべし、また節の下に()を設け其中
 に14てふ文字を記したるは、其下段一月一日の金言「汝の子輩はみなエホバに教をうけ
 ん」といふ以賽亞書五十四章十三節の句が、此日の目録の内なる詩篇第百十五篇十四節
 の引照たることを知らしむるものなり。

大正三年

編者 識

◎日本聖書之友小歴史 THE SCRIPTURE UNION OF JAPAN.

聖書之友は今を去ること三十四年前、初めて英國に起りしものにて、其目的は世界萬國の萬民
 が、互に同日に聖書の同所を讀み、假令ひ肉體に於ては相見ざるも、靈に於ては相互ひに交通を
 爲さんとするにあり。此會は今や殆んど世界萬國に行き渡り、會員の總數九十餘萬人、歐米の基
 督教國は勿論、朝鮮、支那、印度、南洋諸島に至るまで其の組織を見るに至り、聖書之友の目録
 表は四百餘の國語に翻譯せらるゝの盛況に達せり。

我日本聖書之友は、或る幼年の姉妹が英國にありし時此會に加入して、之を我國に輸入したるに
 起原し、明治十六年十一月十二日を以て世に發表し、十七年一月一日之を設立せり。同年三月二
 十七日築地新榮教會に集會を開きたるを以て公會の初とす、此時の會友の數は一千百餘名なりき。
 聖書之友の目的は。宗派に拘らず、神學の異同を問はず、單すら聖書研究を奨勵し、其の眞理を
 玩味せしめんとするに外ならざれば、忽ち全國各教會の賛同を得、今や一萬二千以上の會友とな
 り、基督教會の會合中最も廣且大なるものとなり、祝福せられたる事業の一として、諸姉姉の努
 めて養成愛育する所となれり。

其國土につきて之を分たんに、初めは東京市内に止まりしも、今は日本全國六十餘州、國として
 會友を有せざるはなく、西は九州、北は北海道の端に達し。南は琉球壱灣に及び、壹岐、對馬八
 丈等の諸島、また多少の會友を有せざるはなし、其の他米國に於て、布哇に於て、支那に於て朝
 鮮に於て、苟しくも邦語を語る兄弟の在る所、吾が聖書之友の會友あらざるはなし。

聖書之友は「リーフレット」にて、児童のために毎月一回づつ、趣味深き繪畫と教訓とを印刷せしものを發行す、今日まで發行せしもの既に三百七十六萬枚餘に達せり。
また「聖書之友雜誌」にて聖書之友日課の説明を與へ、信仰及び傳道に益ある記事を載せ、以て聖書を研究し、信徳を養成するの助をなすものを發行すること、毎月一回なり。我が聖書之友に加入し給ふ諸君は、毎日我一萬三千有餘の同胞と靈の交通を爲し得べく、また聖書を讀むに怠りがちなる人は、之によつて相勵まして進むを得べし。かの曠野に登るに方り、同行相願應して登る時は山行の苦を忘るる云ふ、聖書之友の目的も之に在り。初も神の眞理を味はんとするものは、宗派の如何を論せず、信者と未信者とを問はず、一冊の聖書を宗教的生命の中心として、互に相願應し相勵まして進まんことを外ならず。故に既に信者として聖書の研究を怠らざる諸君は勿論、未だ神を信ぜざる人と雖も、徳を立て身を修めんと欲する諸君は、此會に加盟せられなば其益極めて多かるべし。

● 滋養分を最も多く得んことを多量に食することにあらず、最も多く消化することにあり。
● 聖書を研究するに於てもまたかくの如し、徒に多くの智識を得んことをより、寧ろ得たる處を自ら守ることにあり、「心を深く之に寄すべし」(提前四〇十五英譯)
● 神は我儕の靈に、兩翼を與へたまへり、聖言と祈禱即ちこれ也、我儕は聖言を研究して神を識り、祈禱に由て神に近づくことを得べし、朝毎に新に此兩翼を擴げ神に到る人は福也。

◎ 聖書愛讀の注意

NOTICE FOR BIBLE READERS.

- 一 毎日誦むべし、生活の戦争には慰藉と能力とを要すること切なり、左れば我らは聖書を通過して日毎に其を得るやう心掛くべし、聖書は日毎の武器なり、日毎の糧なり。
- 二 對照して讀むべし、最も好き聖書の註釋は聖書其者なり、乙を讀て甲を悟ることあり、含蓄多き新約の文字が實話となりて舊約に在ることあれば、讀者は比較し對照して讀むことを怠るべからず。
- 三 注意して讀むべし、聖書は金剛石の如く多角形なり、注意深く讀むときは此處にも彼處にも燦然たる異彩を發見すべし、不注意は聖書讀者の禁物なり。
- 四 適用を心掛くべし、余は此の教義を信じ居るか、此の約束を得たか、此の教訓を生活に應用し居るか、此の實例に倣ひ居るか、なご、其讀む所を我身に適用すべし。
- 五 祈禱を以て讀むべし、聖書は悟るべき書物なり、此の悟入は聖靈の指導に依て來るものなれば古の詩人の如く「汝わが眼を啓き汝の法のうちなる奇しき事を我に見せたまへ」を常に讀むべし。

露光量違いの為重複撮影

聖書之友は「リーフレット」にて、児童のために毎月一回づつ、趣味深き繪畫と教訓とを印刷せしものを發行す、今日まで發行せしもの既に三百七十六萬枚餘に達せり。

また「聖書之友雜誌」にて聖書之友日課の説明を與へ、信仰及び傳道に益ある記事を載せ、以て聖書を研究し、信徳を養成するの助をなすものを發行すること、毎月一回なり。我が聖書之友に加入し給ふ諸君は、毎日我一萬三千有餘の同胞と靈の交通を爲し得べく、また聖書を讀むに怠りばちなる人は、之によりて相勵まして進むを得べし。かの嶮阻なる山に登るに方り、同行相願懸して登る時は山行の苦を忘るる云ふ、聖書之友の目的も之に等しく、苟も神の眞理を味はんとするものは、宗派の如何を論せず、信者と未信者とを問はず、一冊の聖書を宗教的生命の中心として、互に相願懸し相勵まして進まんことを外ならず。故に既に信者として聖書の研究を怠らざる諸君は勿論、未だ神を信ぜざる人と雖も、徳を立て身を修めんと欲する諸君は、此會に加盟せられなば其益極めて多かるべし。



●滋養分を最も多く得んとするには多量を食することにあらず、最も多く消化することにより。聖書を研究するに於てもまたかくの如し、徒に多くの知識を得んとするよりも、寧ろ得たる處を自ら守ることにあり、「心を深く之に寄すべし」(提前四〇十五英譯)

●神は我儕の靈に兩翼を與へたまへり、聖言と祈禱即ちこれ也、我儕は聖言を研究して神を識り、祈禱に由て神に近づくことを得べし、朝毎に新に此兩翼を擴げ神に到る人は福也。



◎聖書愛讀の注意 NOTICE FOR BIBLE READERS.

- 一 日毎に讀むべし、生活の戦争には慰藉と能力とを要すること切なり、左れば我らは聖書を讀して日毎に其を得るやう心掛くべし、聖書は日毎の武器なり、日毎の糧なり。
- 二 對照して讀むべし、最も好き聖書の註釋は聖書其者なり、乙を讀て甲を悟ることあり、含蓄多き新約の文字が實話となりて舊約に在ることあれば、讀者は比較し對照して讀むことを怠るべからず。
- 三 注意して讀むべし、聖書は金剛石の如く多角形なり、注意深く讀むときは此處にも彼處にも傑然たる異彩を發見すべし、不注意は聖書讀者の禁物なり。
- 四 適用を心掛くべし、余は此の教義を信じ居るが、此の約束を得たが、此の教訓を生活に應用し居るが、此の實例に倣ひ居るが、なご、其讀む所を我身に適用すべし。
- 五 祈禱を以て讀むべし、聖書は悟るべき書物なり、此の悟入は聖靈の指導に依て來るものなれば古の詩人の如く「汝わが眼を啓き汝の法のうちなる奇しき事を我に見せたまへ」と當に認るべし。

露光量違いの為重複撮影

分		月		一	
廿二日	土	廿二日	土	廿二日	土
廿一日	金	廿一日	金	廿一日	金
廿日	木	廿日	木	廿日	木
十九日	水	十九日	水	十九日	水
十八日	火	十八日	火	十八日	火
十七日	月	十七日	月	十七日	月
十六日	日	十六日	日	十六日	日
十五日	土	十五日	土	十五日	土
十四日	金	十四日	金	十四日	金
十三日	木	十三日	木	十三日	木
十二日	水	十二日	水	十二日	水
十一日	火	十一日	火	十一日	火
十日	月	十日	月	十日	月
九日	日	九日	日	九日	日
八日	土	八日	土	八日	土
七日	金	七日	金	七日	金
六日	木	六日	木	六日	木
五日	水	五日	水	五日	水
四日	火	四日	火	四日	火
三日	月	三日	月	三日	月
二日	日	二日	日	二日	日
一日	土	一日	土	一日	土

(14) (2) (26) (6) (23) (14) (19) (6) (13) (5) (19) (4) (8) (124) (1) (7) (7)

なんぢの子輩はみなエホバに教をうけん
 日ごに其の救をのべ傳へよ
 神われらを守らば誰か我らに敵せんや
 安息日をとなへて樂日となしエホバの聖日をとなへて尊べき日となせ
 清水を汝らに灌ぎて汝らに清らしめん
 神の法は彼が心において其の歩は一步だに迂るることあらじ
 悪を離るるは明哲なり
 義しき者よエホバを喜び樂しめ
 智慧を得るは金を得るよりも更に義からずや
 母の其の子を慰むる如く我も汝等を慰めん
 夫れ誠命は燈火なり法は光なり
 希望は羞を來らせず
 罪は爾曹に主なる事なければなり
 爾曹遇ふことを得るまにエホバを尋ねよ
 我みづから我が群をさがして之を守らん

九

爲し得べき所は力を竭して人々を睦み親むべし
 主また我を救ひて諸の悪事より離れしめ……
 集會を輾むる或る人に效ふことなく共に相勸めよ
 われ共なる者は我らの神エホバにして我らを助け給ふべし
 彼、我儕を救ひ聖き召を以て召し給へり
 使徒等大なる能を以て主イエスの甦りし事を證し……
 神、爾曹をして凡ての罪を赦し彼と偕に生かしめ
 尙遠くありしに其の父彼を見て憫み……
 爾曹は皆キリストイエスを信するによりて神の子となれり
 われらのために神の有てる愛を我ら既に知りて信す
 我れ成人て童子の事を棄てたり
 我れ成人て童子の事を棄てたり
 柔和をもて爾曹その心に殖たる道を受くべし
 逃遁て汝の命を救へ後を顧るなれば否すば爾滅はされん
 人は水と靈とに由て生れざれば神の國に入ること能はざるなり
 其の父母を輕んずる者は詛はるべし
 晝に屬ける我儕は信と愛の護胸を着、救の望を胃として慎むべし

撒前 五〇八

分		月		一	
十五日	木	十五日	木	十五日	木
十四日	水	十四日	水	十四日	水
十三日	火	十三日	火	十三日	火
十二日	月	十二日	月	十二日	月
十一日	日	十一日	日	十一日	日
十日	土	十日	土	十日	土
九日	金	九日	金	九日	金
八日	木	八日	木	八日	木
七日	水	七日	水	七日	水
六日	火	六日	火	六日	火
五日	月	五日	月	五日	月
四日	日	四日	日	四日	日
三日	土	三日	土	三日	土
二日	金	二日	金	二日	金
一日	木	一日	木	一日	木

(176) (151) (133) (116) (105) (82) (72) (54) (34) (18) (9) (24) (6) (13) (14)

賽五十四〇三三
 詩九十六〇二
 羅八〇卅一
 賽五十八〇三三
 結卅六〇卅五
 詩卅七〇卅一
 百廿八〇卅八
 詩卅二〇二一
 箴十六〇六六
 賽六十六〇三三
 箴六〇卅三
 羅五〇五
 羅六〇卅四
 賽五十五〇六
 結卅四〇二一

露光量違いの為重複撮影

分	月	日
廿六日	金	詩 百廿一七 (7)
廿七日	土	詩 百廿一八 (7)
廿八日	日	詩 百廿一九 (7)
廿九日	月	詩 百廿二〇 (8)
三十日	火	詩 百廿二一 (12)
三十一日	水	詩 百廿二二 (19)
一日	木	詩 百廿二三 (5)
二日	金	詩 百廿二四 (13)
三日	土	詩 百廿二五 (6)
四日	日	詩 百廿二六 (14)
五日	月	詩 百廿二七 (19)
六日	火	詩 百廿二八 (23)
七日	水	詩 百廿二九 (26)
八日	木	詩 百廿三〇 (2)
九日	金	詩 百廿三一 (11)
十日	土	詩 百廿三二 (14)

分	月	日
一日	木	詩 百廿三三 (14)
二日	金	詩 百廿三四 (13)
三日	土	詩 百廿三五 (6)
四日	日	詩 百廿三六 (24)
五日	月	詩 百廿三七 (9)
六日	火	詩 百廿三八 (18)
七日	水	詩 百廿三九 (34)
八日	木	詩 百廿四〇 (54)
九日	金	詩 百廿四一 (72)
十日	土	詩 百廿四二 (82)
十一日	日	詩 百廿四三 (105)
十二日	月	詩 百廿四四 (116)
十三日	火	詩 百廿四五 (133)
十四日	水	詩 百廿四六 (151)
十五日	木	詩 百廿四七 (176)

なんちの子輩はみなエホバに教をうけん
 日ごに其の救をのべ傳へよ
 神われらを守らば誰が我らに敵せんや
 安息日をとなへて樂日となしエホバの聖日をとなへて尊べき日となせ
 清水を汝らに灌ぎて汝らを清くらしめん
 神の法は彼が心により其の歩は一步だに迂るることあらじ
 悪を離るるは明哲なり
 義しき者よエホバを喜び樂しめ
 智慧を得るは金を得るよりも更に義からずや
 母の其の子を慰むる如く我も汝等を慰めん
 夫れ誠命は燈火なり法は光なり
 希望は差を來らせず
 罪は爾曹に主なる事なければなり
 爾曹遇ふことを得るまにエホバを尋ねよ
 我みづから我が群をさがして之を守らん

爲し得べき所は力を竭して人々を睦み親むべし
 主また我を救ひて諸の悪事より離れしめ……
 集會を轍むる或る人に效ふことなく共に相勸めよ
 我らと共なる者は我らの神エホバにして我らを助け給ふべし
 彼、我等を救ひ樂き吾を以て喜し給へり
 使徒等、大なる能を以て主イエスの勝利し事を證し……
 神、爾曹をして凡ての罪を赦し彼と併に生かしめ
 尙遠くありしに其の父彼を見て憫み……
 爾曹は皆キリストイエスを信するによりて神の子となれり
 我情のため神の有くる愛を我ら既に知りて信す
 我、成人て童子の事を棄てたり
 柔相をもて爾曹の心に殖たる處の靈魂を救ひ得る道を受くべし
 迷途で汝の命を救へば願ふなけれ……否すば爾滅はされん
 人は水と露とに由て生れざれば神の國に入ること能はざるなり
 其の父母を輕んずる者は罰はるべし
 我に屬する我情は信、愛の護胸を着、救の望を胃として慎むべし

歌前 三〇二
 雅 一〇二
 創 一七
 約 三
 申 七
 撒前 五



賽 五十四
 詩 九十六
 賽 八〇
 賽 五十八
 結 卅六
 詩 卅七
 詩 卅八
 詩 卅九
 箴 十六
 賽 六十六
 箴 六
 羅 五
 羅 六
 賽 五十六
 結 卅四
 羅 十二
 提後 四
 來 十
 代下 廿八
 提後 一
 徒 四
 四 三
 路 十
 加 三
 約 壹 六
 哥前 三
 雅 一
 創 一
 約 三
 申 七
 撒前 五

露光量違いの為重複撮影

分		月		二	
十五日	日	太	八〇一七	(2)	
十六日	月	太	八〇一八	(27)	
十七日	火	太	九〇一三	(6)	
十八日	水	太	九〇一四	(18)	
十九日	木	太	九〇一七	(38)	
二十日	金	太	一〇一五	(8)	
廿一日	土	太	一〇一六	(28)	
廿二日	日	太	一〇一七	(39)	
廿三日	月	太	一〇一八	(6)	
廿四日	火	太	一〇一九	(29)	
廿五日	水	太	一〇二〇	(12)	
廿六日	木	太	一〇二一	(21)	
廿七日	金	太	一〇二二	(34)	
廿八日	土	太	一〇二三	(15)	

われを洗ひ給へされば我雪より白からん
 なんぢ海のあるををさめ給ふ
 我儕其の子によりて贖すなほち罪の赦を得るなり
 死し者神の子の聲を聞く時きたらん
 護者は其賃を受けて永生に至るべき寶を積む斯て播者と穫者ども喜ば
 おのノイをこころの中に欲ふ處に隨ひて施すべし
 爾死に至るまで忠信なれば我生命の冕を爾にあたへん
 その生命を惜まざる者は之を存ちて永生に至るべし
 汝の法を愛する者は大なる平安あり彼等には障礙を與ふる者なし
 古徑につきて……行め然ば汝等の靈魂安きを得ん
 彼等は我安息日を聖くすべし
 我又汝を立て異邦人の光となし我救を地の極にまで到らしむ
 愚なる者の口は愚をばく
 此の如き人は此の世の神その心を盲ましたる不信者なり

詩 五二七
 詩 八九〇九
 四 一〇四
 約 一〇五
 約 一〇六
 哥後 九〇七
 黙 二〇十
 約 一〇五
 詩 九〇六
 結 四四
 賽 四九
 箴 一五
 哥後 四〇

分		月		二	
十四日	土	太	七〇一七	(25)	
十五日	金	太	七〇一八	(12)	
十六日	木	太	八〇一九	(33)	
十七日	水	太	八〇二〇	(6)	
十八日	火	太	九〇二一	(44)	
十九日	月	太	九〇二二	(17)	
二十日	日	太	一〇二三	(14)	
廿一日	土	太	一〇二四	(17)	
廿二日	金	太	一〇二五	(4)	
廿三日	木	太	一〇二六	(8)	
廿四日	水	太	一〇二七	(22)	
廿五日	火	太	一〇二八	(10)	
廿六日	月	太	一〇二九	(18)	
廿七日	日	詩	一〇三〇	(5)	

汝朝に種を播け
 爾が生むさころの聖なる者は神の子と稱へらるべし
 諸國は汝の光にゆき諸の王は照出づる汝が輝きに行かん
 汝の耳に之は道なり之を行む
 惡者は其途をすて邪人は其思念をすてエホバにかへれ
 我汝の言を得て之を食へり
 是故に爾が受けたる處聞きたる處を憶起之を守りて悔改めよ
 爾らば此時代にありて光の如く世に顯はれ
 なんぢの法は我が心の中にあり
 エス曰けるは父よ彼等を赦し給へ其爲す處を知らざるが故なり
 主の目は義しき人の上に止り其耳は義しき人の祈りに傾く
 そば神の國は言に在にあらす能にあればなり
 己の如く爾の隣を愛すべし
 此の基礎は則ちイエスキリストなり

傳 一〇六
 路 一〇五
 賽 六〇三
 賽 卅一
 耶 一〇六
 黙 三〇三
 腓 二〇五
 詩 一〇八
 路 卅三
 彼前 三〇二
 哥前 四〇
 加 五〇
 哥前 三〇

露光量違いの為重複撮影

分	月	二
十四日	土	太
十三日	金	太
十二日	木	太
十一日	水	太
十日	火	太
九日	月	太
八日	日	太
七日	土	太
六日	金	太
五日	木	太
四日	水	太
三日	火	太
二日	月	太
一日	日	太

汝朝に種を播け
爾が生むところの聖なる者は神の子を稱へらるべし
諸國は汝の光にゆき諸の王は照出づる汝が輝きに行かん
汝の耳に之は道なり之を行むべし
惡者は其途をすて邪人は其思念をすてエホバにかへれ
我汝の言を得て之を食へり
爾らば此時代において光の如く世に顯はれ
なんぢの法は我が心の中にあり
エス曰けるは父よ彼等を教し給へ其爲す處を知ざるが故なり
主の目は義しき人の上に止り其耳は義しき人の祈りに傾く
己の如く爾の隣を愛すべし
此の基礎は則ちイエスキリストなり

詩 五二七
詩 八十九九
西 一〇四
約 五〇五
約 四〇六
哥後 九〇七
黙 二〇十
約 二〇五
耶 六〇六
結 四四四
賽 四九〇六
申 一五〇二
哥後 四〇四

分	月	二
十五日	日	太
十六日	月	太
十七日	火	太
十八日	水	太
十九日	木	太
二十日	金	太
廿一日	土	太
廿二日	日	太
廿三日	月	太
廿四日	火	太
廿五日	水	太
廿六日	木	太
廿七日	金	太
廿八日	土	太
廿九日	日	太
三十日	月	太

我を洗ひ給へされば我雪より白からん
なんぢ海のあるをわさめ給ふ
我儕其の子によりて贖すなばち罪の赦を得るなり
死し者神の子の聲を聞く時きたらん
獲者は其賃を受けて永生に至るべき實を積む斯て播者と獲者ども喜ば
各人其の心の中に欲ふ處に隨ひて施すべし
爾死に至るまで忠信なれば我生命の冕を爾に授けん
その生命を惜まざる者は之を存ちて永生に至るべし
汝の法を愛する者は大なる平安あり彼等には蹟を與ふる者なし
古徑につきて……行め然ば汝等の靈魂安きを得ん
彼等は我安息日を聖くすべし
我又汝を立て異邦人の光となし我救を地の極にまで到らしむ
愚なる者の口は愚をばく
此の如き人は此の世の神その心を盲ましたる不信者なり

詩 五二七
詩 八十九九
西 一〇四
約 五〇五
約 四〇六
哥後 九〇七
黙 二〇十
約 二〇五
耶 六〇六
結 四四四
賽 四九〇六
申 一五〇二
哥後 四〇四



露光量違いの為重複撮影

三 月 分

一日	太	十三〇八十一冊	(22)
二日	太	十三〇八十一冊	(43)
三日	太	十三〇四十四一五六	(51)
四日	太	十四〇一十二	(12)
五日	太	十四〇三十三一三三	(14)
六日	太	十四〇四四一四六	(30)
七日	太	十五〇一十四	(3)
八日	太	十五〇一十五一六	(19)
九日	太	十五〇九一七	(33)
十日	太	十六〇一十二	(6)
十一日	太	十六〇一十三一六	(16)
十二日	太	十七〇一十三	(2)
十三日	太	十七〇一十四一七	(22)
十四日	太	十八〇一十	(3)
十五日	太	十八〇一十一一五	(21)

そののの富を待む者は仆れん
 穎悟者は空の光輝の如くに輝かん
 エホバを求むる者は凡の事をささる
 爾曹のうち誰か苦む者あるか
 エホバは恵を憐憫さにて充ち給ふ
 汝の神エホバ 汝の中に在す、彼は救を施す勇士なり
 もし生命に入らんと思はば誠を守るべし
 心は萬物よりも偽るものにしてはなはだわるし
 わが父は天より眞のパンをもて汝等に賜ふ
 古き麪酵を除きて 新しき團塊となるべし
 凡そイエスを神の子なりと認はす者は神彼に居りかれ神に居る
 その顔は甚しく輝く日の如し
 人の子を賣す者は禍なるかな
 人もし 新に生れずば神の國を見ること能はじ
 互に仁慈と憐恤あるべし

箴十二廿八
 但十二三
 箴廿八五
 雅五〇三
 詩百二十四
 番三〇七
 太十九〇七
 耶十七〇九
 約六〇三二
 哥前五〇七
 約壹四〇五
 黙一〇一六
 可十四〇一
 約三〇三
 弗四〇三二

三 月 分

六日	太	十九〇三十一冊	(14)
七日	太	廿〇一六	(6)
八日	太	廿〇一七一四	(27)
九日	太	廿〇一六	(13)
十日	太	廿〇一七一三	(22)
十一日	太	廿〇一七三一四六	(42)
十二日	太	廿一〇一十四	(12)
十三日	太	廿一〇一十五一三三	(32)
十四日	太	廿一〇一四一四六	(39)
十五日	太	廿二〇一十四	(9)
十六日	太	廿二〇一三一九	(16)
十七日	太	廿四〇一十四	(4)
十八日	太	廿四〇一五一三三	(25)
十九日	太	廿四〇一四一五十一	(42)
二十日	太	廿五〇一十三	(10)
廿一日	太	廿五〇一十四一冊	(23)

主は牧者の如くその群を養ひるの臂にて小羊をいだき給はん
 目を擧げて見よはや田は熟て穫時になれり
 汝の家に住む者は福なり人は常に汝をたへまつらん
 凡そ祈の時その願ふ處の物は必ず得べしと信せば必ず得べし
 その爲し給へる奇しき御跡とその異なる事さ……心をむれ
 エホバ我に義の外服をまさはせ……給ふ
 キリストに屬ける衆の人は生くべし
 貴き法を守らば其の行ふ處よし
 彼をうけ其名を信ぜし者には權を賜ひて此を神の子となせり
 あ、神よわが爲に清き心を造り……給へ
 小子よ人に惑はさるゝ事なれ
 われ 新しき事を告げん
 されば我他他人の寢る如く寢る事をせず醒めて慎むべし
 羔の婚姻の筈に招かれたる者は福なり
 なんぢの聖徒はみな歎び呼ぶべし

賽四十二
 約一〇三二
 詩五十二
 約壹三〇七
 賽四十二
 撒前五〇六
 黙十九〇九
 詩百二十九

露光量違いの為重複撮影

分 月 四

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水
勝	勝	勝	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太	太
二〇二一三	一〇八一卅	一〇二一七	八八〇一卅	七〇七五五	七〇七五五	七〇七五五	七〇七五五	七〇七五五	七〇七五五	七〇七五五	七〇七五五	七〇七五五	七〇七五五	七〇七五五
(11)	(23)	(10)	(6)	(63)	(54)	(36)	(26)	(12)	(64)	(55)	(42)	(24)	(11)	(40)

彼等を兄弟と稱ふるを恥し給はず
 困苦者を憫む者は幸福なり
 無幸の血を付し我は罪を犯しぬ
 我に爾曹の知らざる食物あり
 凡そ我に聴く……人は福なり
 視て我天ひらけて神の右に人の子の立てるを見る
 毛を剪る者の前に黙す羊の如くして其の口をひらきざり
 彼は我らの不義のために碎りたり
 あしき者目をさめて我を視る
 直ちに會堂に於てイエスの事を宣て即ち之は神の子なりと云ふ
 彼等鞭うちて之を殺さん、又三日目に甦るべし
 神は其の死の苦痛を解きて之を甦らせ給へり
 すべて如何なる徳如何なる譽にても爾曹之を念ふべし
 我すでに馳るべき途程をつくし既に信仰の道を守れり
 口に認はして救はるゝなり

来 二〇二一
 箴 十四〇卅二
 太 七〇四
 約 四〇卅二
 箴 八〇卅四
 徒 七〇五十六
 賽 五十三七
 賽 五十三五
 詩 廿二七
 徒 九〇卅
 路 十八〇卅三
 徒 二〇廿四
 腓 四〇八
 提後 四〇七
 羅 十〇十

分 月 四

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木
勝	勝	勝	勝	勝	勝	勝	勝	勝	勝	勝	勝	勝	勝	勝
二〇二一三	一〇八一卅	一〇二一七	八八〇一卅	七〇七五五	七〇七五五	七〇七五五	七〇七五五	七〇七五五	七〇七五五	七〇七五五	七〇七五五	七〇七五五	七〇七五五	七〇七五五
(17)	(8)	(14)	(9)	(13)	(8)	(22)	(9)	(17)	(4)	(18)	(10)	(16)	(7)	(4130)

我が命をも重んぜざるなり
 爾曹その所有物を盡く捨てざる者は我弟子となることを得ず
 わが靈魂はなんぢを慕ひ追ふ
 爾曹キリストの賜ふ平安をして其の心を司らしめよ
 そは我弱き時に強ければなり
 なんぢら常に主にありて喜べ我又言ふ爾曹喜ぶべし
 爾曹互に愛を負ふのほかに凡の事を人に負ふなけれ
 我儕をして王となし祭司となしてその父の神に屬けしむ
 上にありて權を掌る者に凡て人々服ふべし
 公義を求め謙遜をもさめよ
 されどキリストは我儕の尙罪人なる時我儕の爲に死に給へり
 是故にもし機あらば凡の人に善をなすべし
 我此等の苦に遇ひたり爲ご之を恥させず
 汝の荷をエホバにゆだねよ然ば汝を支へ給はん
 憐憫と赦宥は主たる我らの神の裏にあり

徒 廿〇卅四
 路 十四〇卅三
 詩 六十三八
 西 三〇十五
 哥后 十二〇十
 腓 四〇四
 羅 十三〇八
 歌 一〇六
 羅 十三〇一
 番 二〇三
 羅 五〇八
 加 六〇十
 提后 二〇二二
 詩 五十五〇卅二
 但 九〇九

露光量違いの為重複撮影

分	月	四
一日	水	太廿五〇卅一—四十六
二日	木	太 廿六〇一—十三
三日	金	太 廿六〇四—卅
四日	土	太廿六〇卅一—四十六
五日	日	太廿六〇四十七—五十八
六日	月	太廿六〇五十九—七十五
七日	火	太 廿七〇一—十四
八日	水	太 廿七〇十五—廿六
九日	木	太廿七〇廿七—四十四
十日	金	太廿七〇四十五—五十六
十一日	土	太廿七〇五十七—六十六
十二日	日	太 廿八〇一—卅
十三日	月	太 二〇一—十七
十四日	火	太 二〇八—卅
十五日	水	太 二〇一—十三

彼等を兄弟と稱ふるを恥とし給はず
 困苦者を憫む者は幸福なり
 無辜の血を付し我は罪を犯しぬ
 我に爾曹の知らざる食物あり
 凡そ我に聴く……人は福なり
 視よ我天ひらけて神の右に人の子の立てるを見る
 毛を剪る者の前に黙す羊の如くして其の口をひらかざり
 彼は我らの不義のために碎かれたり
 あしき者目をさめて我を視る
 直ちに會堂に於てイエスの事を宣て即ち之は神の子なりと云ふ
 彼等鞭うちて之を殺さん、又三日目に甦るべし
 神は其の死の苦痛を解きて之を甦らせ給へり
 すべて如何なる徳如何なる譽にても爾曹之を念ふべし
 我すでに馳るべき途程をつくし既に信仰の道を守れり
 口に認はして救はるゝなり

来 二〇二一
 箴 十四〇卅二
 太 廿七〇四
 約 四〇卅二
 箴 八〇卅四
 徒 七〇五十六
 賽 五十三〇七
 賽 五十三〇五
 詩 廿二〇七
 徒 九〇卅
 路 十八〇卅三
 徒 二〇卅四
 腓 四〇八
 提後 四〇七
 羅 十〇十

分	月	四
十六日	木	太 二〇四—卅
十七日	金	太 三〇一—十三
十八日	土	太 三〇十三—卅二
十九日	日	太 四〇一—九
二十日	月	太 四〇十一—廿三
廿一日	火	太 二〇一—十三
廿二日	水	太 前二〇十三—廿五
廿三日	木	太 前二〇一—十二
廿四日	金	太 前二〇十三—廿五
廿五日	土	太 前三〇一—十二
廿六日	日	太 前三〇十三—廿二
廿七日	月	太 前四〇一—十二
廿八日	火	太 前四〇十三—十九
廿九日	水	太 前五〇一—十四
三十日	木	太 前六〇一—十八

我が命をも重んぜざるなり
 爾曹その所有物を盡く捨てざる者は我弟子となることを得ず
 わが靈魂はなんぢを慕ひ追ふ
 爾曹キリストの賜ふ平安をして其の心を司らしめよ
 そは我弱き時に強ければなり
 なんぢら常に主にありて喜べ我又言ふ爾曹喜ぶべし
 爾曹互に愛を負ふのほか、凡の事を人に負ふなけれ
 我儕をして王となし祭司となしてその父の神に屬せしむ
 上にありて權を掌る者に凡て人々服ふべし
 公義を求め謙遜をもさめよ
 されどキリストは我儕の尙罪人なる時我儕の爲に死に給へり
 是故にもし機あらば凡の人に善をなすべし
 我此等の苦に遇ひたり爲ご之を恥させず
 汝の荷をエホバにゆたれ然ば汝を支へ給はん
 憐愍と救宥は主たる我らの神の裏にあり

しどぎやうでん 徒 卅〇卅四
 路 十四〇卅三
 詩 六十三〇八
 西 三〇十五
 哥后 十二〇十
 腓 四〇四
 羅 十三〇八
 黙 一〇六
 羅 十三〇一
 番 二〇三
 羅 五〇八
 加 六〇十
 提后 一〇十二
 詩 五十五〇廿二
 但 九〇九

露光量違いの為重複撮影

分 月 五

廿一日	廿二日	廿三日	廿四日	廿五日	廿六日	廿七日	廿八日	廿九日	三十日	三十一日					
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水					
徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒					
四〇三三—七	四〇三三—二	四〇二—二	三〇一—六	三〇一—十	二〇七—四	二〇七—七	二〇七—一〇	二〇七—一三	二〇七—一六	二〇七—一九					
(31)	(20)	(12)	(19)	(9)	(39)	(32)	(21)	(1)	(16)	(11)	(20)	(3)	(15)	(11)	(7)

此の外信行の盾を取べし此盾を以て委く悪者の火箭を滅す事を得ん
 終りまで忍ぶ者は救るべし
 且汝ら信じて祈らば求ふ處悉く得べし
 堅く立ちて福音の道のために心を同うして力を協せ……
 信仰を堅くし此を益々大にして感謝せよ
 我儕に雲香を通りて昇りし大なる祭司の長則ち神の子イエスあり
 こは聖書に應げせんがためなり
 視よ同胞あひ睦みて共に居るは如何に善く如何に樂しきかな
 蓋し凡の者の主は……凡そ之を呼び求むる者には恩を豊盛にし
 爾曹も亦われと偕に始より在りしによりて證をなすべし
 今はキリストイエスにあれば巖に遠ざかる爾曹イエスの血に近づけ
 エホバは新しき歌を我口に入れ給へ此は我儕の神に獻ぐる讚美なり
 悔改の赦罪は……萬國の民に宣傳へられん
 神さ人との間に一人の中保あり即ち人なるキリストイエスなり
 それ心に充つるより口に言はるる者なればなり
 弟子等は 大に喜樂を懷きかつ聖靈に盈されたり

弗 六〇六
 可 一三〇三
 太 二二
 申 一〇七
 約 九〇四
 哥前 一三〇六
 弗 一〇九
 徒 一三〇九
 賽 五三〇六
 羅 三〇九
 羅 八〇五
 約 一五〇八
 羅 八〇六
 撒前 五〇五
 哥前 一〇八
 羅 一〇二
 詩 一〇二
 申 一〇七
 約 九〇四
 哥前 一三〇六
 弗 一〇九
 徒 一三〇九
 賽 五三〇六
 羅 三〇九
 羅 八〇五
 約 一五〇八
 羅 八〇六
 撒前 五〇五
 哥前 一〇八
 羅 一〇二
 詩 一〇二
 申 一〇七
 約 九〇四
 哥前 一三〇六

分 月 五

十五日	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	二十一日	二十二日	二十三日	二十四日	二十五日	二十六日	二十七日	二十八日	二十九日	三十日	三十一日
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒	徒
三〇一—六	二〇四—一	二〇二—三	一〇六—七	一〇二—五	六〇一—六	五〇六—六	五〇六—一	四〇五—一	四〇一—四	三〇五—九	三〇一—四	二〇一—十	二〇一—一	二〇一—一	二〇一—一	二〇一—一
(17)	(17)	(9)	(25)	(2)	(14)	(26)	(5)	(29)	(6)	(22)	(13)	(16)	(8)	(10)	(10)	(10)

世の友とならんとする者は神の敵なり
 爾曹の信するは神の大なる能力の感動によるなり
 信者は皆彼によりて救され義せらるるなり
 然るにエホバは我儕凡の者の不義なるの上におき給へり
 世の人舉りて神の前に罪ある者定まらんためなり
 爾曹が受し靈は奴たる者の如く復び懼を抱く靈に有らず
 世もし爾曹を憎む時は爾曹よりも前に我を惡むと知れ
 靈の情を念ふは生なり安なり
 爾らつゝしみて惡を以て惡に報ゆることなけれ
 それ十字架の教は……我ら救るる者には神の能たるなり
 望て喜び患難に堪へ祈禱を恒にし
 エホバの律法を歩む者は幸なり
 汝ら人を視て審判すべからず
 書の中は我がならず我を遣はしる者の行を成すべきなり
 不義を喜ばず眞理をよるこ

雅 四〇四
 弗 一〇九
 徒 一三〇九
 賽 五三〇六
 羅 三〇九
 羅 八〇五
 約 一五〇八
 羅 八〇六
 撒前 五〇五
 哥前 一〇八
 羅 一〇二
 詩 一〇二
 申 一〇七
 約 九〇四
 哥前 一三〇六
 弗 一〇九
 徒 一三〇九
 賽 五三〇六
 羅 三〇九
 羅 八〇五
 約 一五〇八
 羅 八〇六
 撒前 五〇五
 哥前 一〇八
 羅 一〇二
 詩 一〇二
 申 一〇七
 約 九〇四
 哥前 一三〇六

露光量違いの為重複撮影

分	月	五
一日	金	加
二日	土	加
三日	日	加
四日	月	加
五日	火	加
六日	水	加
七日	木	加
八日	金	加
九日	土	加
十日	日	加
十一日	月	加
十二日	火	加
十三日	水	加
十四日	木	加
十五日	金	加
十六日	土	加
十七日	日	加
十八日	月	加
十九日	火	加
二十日	水	加
二十一日	木	加
二十二日	金	加
二十三日	土	加
二十四日	日	加
二十五日	月	加
二十六日	火	加
二十七日	水	加
二十八日	木	加
二十九日	金	加
三十日	土	加
三十一日	日	加

世の友とならんとする者は神の敵なり
 爾曹の信するは神の大なる能力の感動によるなり
 信者 者は皆彼によりて救され義とせらるるなり
 然るにエホバは我僑凡の者の不義を彼の上におき給へり
 世の人舉りて神の前に罪ある者定まらんためなり
 爾曹が受し靈は奴たる者の如く復び懼を抱く靈に有らず
 世もし爾曹を憎む時は爾曹よりも前に我を惡むと知れ
 靈の情を念ふは 生なり安なり
 爾らつゝしみて惡を以て惡に報ゆることなけれ
 それ十字架の教は……我ら救るる者には神の能たるなり
 望て喜び悲難に堪へ祈禱を恒にし
 エホバの律法を歩む者は 幸なり
 汝ら人を視て審判すべからず
 畫の中は我がならず我を遣はしる者の行を成すべきなり
 不義を喜ばず眞理をよるべき

雅 四〇四
 弗 一〇九
 徒 一三〇
 賽 五三〇
 羅 三〇九
 約 八〇五
 約 一五〇
 羅 八〇六
 撒前 五〇五
 哥前 一〇八
 羅 二〇二
 詩 百九〇
 申 一〇七
 約 九〇四
 哥前 一三〇六

分	月	五
一日	土	雅
二日	日	雅
三日	月	雅
四日	火	雅
五日	水	雅
六日	木	雅
七日	金	雅
八日	土	雅
九日	日	雅
十日	月	雅
十一日	火	雅
十二日	水	雅
十三日	木	雅
十四日	金	雅
十五日	土	雅
十六日	日	雅
十七日	月	雅
十八日	火	雅
十九日	水	雅
二十日	木	雅
二十一日	金	雅
二十二日	土	雅
二十三日	日	雅
二十四日	月	雅
二十五日	火	雅
二十六日	水	雅
二十七日	木	雅
二十八日	金	雅
二十九日	土	雅
三十日	日	雅
三十一日	月	雅

此の外信の盾を取べし此盾を以て委く惡者の火箭を滅す事を得ん
 終りまで忍ぶ者は 救るべし
 且 汝ら信じて祈らば求ふ處 悉く得べし
 堅く立ちて福音の道のために心を同うして 力を協せ……
 信仰を堅くし此を益々 大にして感謝せよ
 我僑に雲香を通じて昇りし大なる 祭司の長則ち神の子イエスあり
 こは聖書に應はせんがためなり
 視よ同胞あひ睦みて共に居るは如何に善く如何に樂しきかな
 蓋 凡の者の主は……凡そ之を呼び求むる者には恩を豊盛にし
 爾曹も亦われと偕に 始より在りしによりて 證をなすべし
 今はキリストイエスにあらば 眞に遠き爾曹イエスの血に近づけ
 エホバは新しき歌を我口に入れ給へり此は我僑の神に獻ぐる讚美なり
 悔 改と赦罪は……萬國の民に宣傳へられん
 神と人との間に一人の中保あり即ち人なるキリストイエスなり
 それ 心に充つるより口に言はるる者なればなり
 弟子等は 大に喜樂を懷きかつ聖靈に盈されたり

弗 六〇六
 可 一三〇
 太 二二
 申 一〇七
 約 九〇四
 哥前 一三〇六
 弗 一〇九
 徒 一三〇
 賽 五三〇
 羅 三〇九
 約 八〇五
 約 一五〇
 羅 八〇六
 撒前 五〇五
 哥前 一〇八
 羅 二〇二
 詩 百九〇
 申 一〇七
 約 九〇四
 哥前 一三〇六

露光量違いの為重複撮影

分 月 六

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
月徒	日徒	土徒	金徒	木徒	水徒	火徒	月徒	日徒	土徒	金徒	木徒	水徒	火徒	月徒
九〇七—四三	九〇七—四三	九〇七—四三	九〇七—四三	九〇七—四三	九〇七—四三	九〇七—四三	九〇七—四三	九〇七—四三	九〇七—四三	九〇七—四三	九〇七—四三	九〇七—四三	九〇七—四三	九〇七—四三
(2)	(34)	(29)	(16)	(37)	(21)	(8)	(56)	(37)	(26)	(3)	(10)	(39)	(31)	(3)

いつはりくちびる—エホバに憎まる
 偽の口唇はエホバに憎まる
 諸の王の王、諸の主の主
 我行は誰の誰の止むることを得んや
 口を智さを我なんぢらに與へん
 彼また信行によりて異邦に在るが如く約束の地に寓り
 爾曹みな心を同じふし互に體恤……
 此は我が愛子なり之に聽くべし
 天ひらけて我神の異象を見たり
 されど凡て汝に依頼む者をよろこばせ……給へ
 義しき神は人の心さ賢さを擦り知り給ふ
 人聖靈に感せざればイエスを主と謂ふ能はず
 人若し我を窘迫ば爾曹をもせめん
 我れ汝の口にありて汝の言ふべき事を教へん
 爾の信なんぢを救へり
 エホバを恐るる者を恵み給はん

箴十二〇廿二
 提前六〇十五
 賽四十三〇十三
 路廿一〇十五
 來十二〇九
 彼前三〇八
 可九〇七
 結一〇一
 詩五〇一
 詩七〇九
 哥前十二〇三
 約十五〇廿
 出四〇十二
 可五〇卅四
 詩百五〇十三

分 月 六

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
火徒	月徒	日徒	土徒	金徒	木徒	水徒	火徒	月徒	日徒	土徒	金徒	木徒	水徒	火徒
九〇七—四三	九〇七—四三	九〇七—四三	九〇七—四三	九〇七—四三	九〇七—四三	九〇七—四三	九〇七—四三	九〇七—四三	九〇七—四三	九〇七—四三	九〇七—四三	九〇七—四三	九〇七—四三	九〇七—四三
(2)	(17)	(11)	(22)	(15)	(5)	(32)	(23)	(5)	(23)	(12)	(23)	(16)	(43)	(24)

彼先づ其の兄弟シモンに遇ひ
 諸の聖書に於て己に就ての事は解明されたり
 われは聖言をわするよこさなからん
 善く謹みて……汝らの神エホバを愛し……
 われが潔き手を擧げて怒りなく何れの處にても祈らんことを
 我わが榮光をほの者に能ふることをせじ
 傳道者の工をなし爾の職をつくせ
 それ今日ダビデの邑に於て爾曹の爲に救主生れ給へり
 われ、萬民にかゝりたる大なる喜の音を爾曹に告ぐべし
 喜び樂しめ天に於て爾曹の報賞をほければなり
 わが目を外にむけて虚しき事を見ざらしめ給へ
 使徒等はイエスの名の爲に辱を受けるに足者として事を喜び去り
 われらみなかれみちそのなか
 我等皆彼に充たる其中より受て思籠にめぐみを加へらる
 それ諸の人に救を賜ふ神の恩あらばれ……
 今日と稱ふる中に日々互に相するめよ

約一〇四十一
 路廿四〇廿七
 詩百十九〇十六
 書廿二〇五
 提前二〇八
 賽四十八〇十一
 提後四〇五
 路二〇二
 路二〇十
 太五〇十二
 詩百十九〇廿七
 徒五〇四十一
 約一〇六
 多二〇十一
 來三〇十三

露光量違いの為重複撮影

分	月	六
廿八日	火	徒 一〇七—一三
廿七日	水	徒 一〇四—一四六
廿六日	木	徒 一〇二—一六
廿五日	金	徒 一〇一—一六
廿四日	土	徒 一〇一—一六
廿三日	日	徒 一〇一—一六
廿二日	月	徒 一〇一—一六
廿一日	火	徒 一〇一—一六
廿日	水	徒 一〇一—一六
十九日	木	徒 一〇一—一六
十八日	金	徒 一〇一—一六
十七日	土	徒 一〇一—一六
十六日	日	徒 一〇一—一六
十五日	月	徒 一〇一—一六
十四日	火	徒 一〇一—一六
十三日	水	徒 一〇一—一六
十二日	木	徒 一〇一—一六
十一日	金	徒 一〇一—一六
十日	土	徒 一〇一—一六
九日	日	徒 一〇一—一六
八日	月	徒 一〇一—一六
七日	火	徒 一〇一—一六
六日	水	徒 一〇一—一六
五日	木	徒 一〇一—一六
四日	金	徒 一〇一—一六
三日	土	徒 一〇一—一六
二日	日	徒 一〇一—一六
一日	月	徒 一〇一—一六

(-2) (17) (11) (22) (15) (5) (32) (23) (5) (23) (12) (23) (16) (43) (24)

分	月	六
廿八日	火	徒 一〇七—一三
廿七日	水	徒 一〇四—一四六
廿六日	木	徒 一〇二—一六
廿五日	金	徒 一〇一—一六
廿四日	土	徒 一〇一—一六
廿三日	日	徒 一〇一—一六
廿二日	月	徒 一〇一—一六
廿一日	火	徒 一〇一—一六
廿日	水	徒 一〇一—一六
十九日	木	徒 一〇一—一六
十八日	金	徒 一〇一—一六
十七日	土	徒 一〇一—一六
十六日	日	徒 一〇一—一六
十五日	月	徒 一〇一—一六
十四日	火	徒 一〇一—一六
十三日	水	徒 一〇一—一六
十二日	木	徒 一〇一—一六
十一日	金	徒 一〇一—一六
十日	土	徒 一〇一—一六
九日	日	徒 一〇一—一六
八日	月	徒 一〇一—一六
七日	火	徒 一〇一—一六
六日	水	徒 一〇一—一六
五日	木	徒 一〇一—一六
四日	金	徒 一〇一—一六
三日	土	徒 一〇一—一六
二日	日	徒 一〇一—一六
一日	月	徒 一〇一—一六

(2) (34) (29) (16) (37) (21) (8) (56) (37) (26) (3) (10) (39) (31) (3)

偽の口唇はエホバに憎まる
 諸の王の王、諸の主の主
 我行は誰か止むることを得んや
 口と智さを我なんぢらに與へん
 彼また信行によりて異邦に在るが如く約束の地に寓り
 爾曹みな心を同じふし互に體恤……
 此は我が愛子なり之に聽くべし
 天ひらけて我神の異象を見たり
 されど凡て汝に依頼む者をよろこばせ……給へ
 義しき神は人の心と賢さを擦り知り給ふ
 人聖靈に感せざればイエスを主と謂ふ能はず
 人若し我を窘迫ば爾曹をもせめん
 我れ汝の口において汝の言ふべき事を教へん
 爾の信なんぢを救へり
 エホバを恐るる者を恵み給はん

箴士二〇廿二
 提前六〇十五
 賽四十三〇十三
 路廿一〇十五
 來 十二〇九
 彼前 三〇八
 可 九〇七
 結 二〇一
 詩 五〇一
 詩 七〇九
 哥前 十二〇三
 約 十五〇
 出 四〇十二
 可 五〇四
 詩 五〇十三

彼先づ其の兄弟シモンに遇ひ
 諸の聖書に於て己に就ての事は解明されたり
 われは聖言をわするることなからん
 善く謹みて……汝らの神エホバを愛し……
 われがひと潔き手を擧げて怒りなく何れの處にても祈らんことを
 我わが榮光をほの者に能ふることをせし
 傳道者の工をなし爾の職をつくせ
 それ今日ダビデの邑に於て爾曹の爲に救主生れ給へり
 われ、萬民にかりたる大なる喜の音を爾曹に告ぐべし
 喜び樂しめ天に於て爾曹の報賞おほければなり
 わが目を外にむけて虚しき事を見ざらしめ給へ
 使徒等はイエスの名の爲に辱を受けるは足者ども事を喜び去り
 われらみななかれみち そのなか ちけめみ
 我等皆彼に充たる其中より受て思寵にめぐみを加へらる
 それ 諸の人に救を賜ふ神の恩あらはれ……
 今日と稱ふる中に日々互に相すめよ

約 一〇四十一
 路 廿四〇七
 詩 九十九〇十六
 書 廿三〇五
 提前 二〇八
 賽 四十八〇十一
 提後 四〇五
 路 二〇十一
 路 二〇十
 太 五〇十二
 詩 九十九〇七
 徒 五〇四十二
 約 一〇六
 多 二〇十二
 來 三〇十三

露光量違いの為重複撮影

分 月 七

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水
徒 廿〇五—六	徒 廿〇一—四	徒 廿〇五—八	徒 廿〇三—四	徒 廿〇一—二	徒 十九〇八—四十一	徒 十九〇三—七	徒 一九〇一—二	徒 一八〇八—九	徒 一八〇一—七	徒 一七〇六—四	徒 一七〇一—五	徒 一六〇五—四	徒 一六〇三—四	徒 一六〇一—二
(20)	(14)	(35)	(22)	(12)	(36)	(20)	(11)	(21)	(10)	(31)	(11)	(30)	(14)	(10)

我又他の郷村にも神の國の福音を宣へ傳へざるを得ず
 心に謀る處は人にあり舌の答はエホバより出づ
 善もし汝口にて主イエスを認はし心にて信ぜば救はるべし
 聖書は皆神の默示にして……
 エホバの大なる日近づけり
 なんぢ彼等の顔を畏るゝ勿れ蓋われ汝と共にあり
 主もし許し給はば我儕活きて……
 神も亦其御念にしがひて休徴と奇跡……を以て彼らと共に證せり
 わが口より出づる言もむなしくは我にいかへらす
 静ならん事をつさめ己の事を行ひ
 我儕よろこびて樂しむは當然の事なり
 わが平生の道は彼知り給ふ
 施與を好む者は肥え……
 われに聖旨を行ふ事を教へ給へ
 感謝の供物を献ぐる者は我を喜びむ

来 一〇五
 箴 一六〇
 羅 一〇九
 提後 三〇六
 番 一〇四
 耶 一〇八
 雅 四〇五
 來 二〇四
 賽 五五〇一
 撒前 四〇一
 路 一五〇三
 百 三三〇
 箴 一〇五
 詩 四三〇
 詩 五〇三

分 月 七

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金
徒 廿八〇七—廿一	徒 廿八〇一—六	徒 廿七〇三—四	徒 廿七〇八—九	徒 廿七〇一—七	徒 廿六〇九—二	徒 廿六〇一—六	徒 廿五〇三—七	徒 廿五〇一—二	徒 廿四〇七—七	徒 廿四〇一—六	徒 廿三〇八—五	徒 廿三〇一—七	徒 廿二〇一—六	徒 廿一〇七—四
(24)	(15)	(35)	(22)	(14)	(22)	(18)	(19)	(11)	(25)	(15)	(21)	(6)	(18)	(15)

聖徒と同じ國また神の家に屬する者なり
 エホバ曰ひ給はく汝等は我が證人わが撰みし僕なり
 その證をうけし者は印を以て神の眞なる事を證す
 爾曹は十字架に釘けらザレのイエスを尋ね彼は是れ此處に居す
 邪曲なる者の道に入るこゝなかれ
 死者は皆書に録せる處の事により其行に循ひて審判を受るなり
 今日其聲を聴かば……爾曹の心を剛愎にする勿れ
 爾曹もし熱心に善を行はば誰か爾曹を害はんや
 されど今キリスト死より甦りたり
 人よ爾の罪ゆるさる
 神よ……汝は我がたすけ我を救ふ者なり
 エホバは其の庫より風を出し給ふ
 心やすかれ我なり懼るゝなかれ
 七のパンさ魚を取りて謝し
 エホバを待望む者よ雄々しかれなんぢの心をたうせよ
 聽し所の言其の信仰劑らざりし故に聽ける者に益をかり

弗 二〇九
 賽 四三〇
 約 三〇三
 可 一六〇
 箴 四〇四
 黙 一〇二
 來 三〇五
 彼前 三〇三
 哥前 一五〇
 路 五〇二
 詩 七〇五
 詩 百五〇七
 太 一四〇七
 太 一五〇六
 詩 卅一
 來 四〇二

露光量違いの為重複撮影

分 月 七

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水
徒 廿二〇十五—廿六	徒 廿二〇一—廿四	徒 廿〇五五—廿八	徒 廿〇三三—廿四	徒 廿〇一二—廿二	徒 十九〇八—四十一	徒 十九〇三—廿七	徒 一九〇二—廿三	徒 一八〇八—廿八	徒 一八〇二—廿七	徒 一七〇六—卅四	徒 一七〇一—卅五	徒 一六〇五—卅四	徒 一六〇三—卅四	徒 一六〇二—卅三
(20)	(14)	(35)	(22)	(12)	(36)	(20)	(11)	(21)	(10)	(31)	(11)	(30)	(14)	(10)

われまたはかむら／＼かみくにの福音を宣へ傳へざるを得ず
 我又他の郷村にも神の國の福音を宣へ傳へざるを得ず
 心に謀る處は人にあり舌の答はエホバより出づ
 蓋もし汝口にて主イエスを認はし心にて信ぜば救はるべし
 聖書は皆神の默示にして……
 エホバの大なる日近づけり
 なんぢ彼等の顔を畏るゝ勿れ蓋われ汝と共にあり
 主もし許し給はし我儕活きて……
 神も亦其御念にしがひて休徴と奇跡……を以て彼らと共に證せり
 わが口より出づる言もむなしくは我にかへらす
 我口より出づる言もむなしくは我にかへらす
 静ならん事をつさめ己の事を行ひ
 われら我儕よろこびて樂しむは當然の事なり
 我が平生の道は彼知り給ふ
 施與を好む者は肥え……
 われに聖旨を行ふ事を教へ給へ
 感謝の供物を献ぐる者は我をわがむ

来 一〇五
 箴 一六〇
 羅 一〇九
 提後 三〇六
 番 一〇四
 耶 一〇八
 雅 四〇五
 來 二〇四
 賽 五五〇一
 撒前 四〇一
 路 一五〇二
 百 三三〇
 箴 一〇五
 詩 四三〇十
 詩 五〇三三

分 月 七

廿二日	廿一日	廿日	十九日	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日		
金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	
徒 廿八〇七—卅一	徒 廿八〇一—廿六	徒 廿七〇三—卅四	徒 廿七〇八—卅九	徒 廿七〇一—廿七	徒 廿六〇九—卅二	徒 廿六〇一—廿八	徒 廿五〇三—廿七	徒 廿五〇一—廿二	徒 廿四〇七—廿七	徒 廿四〇二—廿六	徒 廿三〇八—卅五	徒 廿三〇一—廿七	徒 廿二〇七—卅	徒 廿二〇一—廿六	徒 廿一〇七—卅四	徒 廿〇〇三—卅三	徒 一九〇六—卅四	徒 一八〇二—卅七	徒 一七〇七—卅四	徒 一六〇三—卅三	徒 一五〇九—卅四	徒 一四〇五—卅三	
(24)	(15)	(35)	(22)	(14)	(22)	(18)	(19)	(11)	(25)	(15)	(21)	(6)	(18)	(15)	(39)								

聖徒と同じ國また神の家に屬する者なり
 エホバ曰ひ給はく汝等は我が證人わが撰みし儕なり
 その證をうけし者は印を以て神の眞なる事を證す
 爾曹は十字架に釘けらナザレのイエスを尋ね彼は懸て此處に居す
 邪曲なる者の道に入るこゝなけれ
 死者は皆書に録せる處の事により其行に循ひて審判を受るなり
 今日其聲を聴かば……爾曹の心を剛愎にする勿れ
 爾曹もし熱心に善を行はし誰か爾曹を害はんや
 されど今キリスト死より甦りたり
 人よ爾の罪ゆるさる
 神よ……汝は我がたすけ我を救ふ者なり
 エホバは其の庫より風を出し給ふ
 心やすかれ我なり懼るゝなけれ
 七のパンさ魚を取りて謝し
 エホバを待望む者雄々しかれなんぢの心をたうせよ
 聽し所の言其の信仰劑らざりし故に聽ける者に益をかりき

弗 二〇九
 賽 四三〇十
 約 三〇三三
 可 一六〇六
 箴 四〇四
 黙 一〇一二
 來 三〇三五
 彼前 三〇三三
 哥前 一五〇五
 路 五〇二
 詩 七〇五
 詩 百卅五〇七
 太 十四〇七
 太 十五〇六
 詩 卅二〇四
 來 四〇二

八月分

一日	土	約	一〇一—四	(14)
二日	日	約	一〇五—六	(6)
三日	月	約	一〇九—九	(29)
四日	火	約	一一四—一二	(41)
五日	水	約	一二—一三	(5)
六日	木	約	一三—一五	(2)
七日	金	約	一七—一八	(7)
八日	土	約	二一—二二	(19)
九日	日	約	二五—二六	(35)
十日	月	約	三〇—三一	(14)
十一日	火	約	三五—三六	(24)
十二日	水	約	四〇—四一	(4)
十三日	木	約	四五—四六	(18)
十四日	金	約	五〇—五一	(9)
十五日	土	約	五五—五六	(24)

人の如き形状にて現れ己を卑くし死に至るまで従ひ…
 すべて神に満てる者を其曹にみたしめ給はん
 彼木の上に懸りて我らの罪を自ら己が身に任ひ給へり
 爾の家は歸り親屬に行て主の汝を爲し大なる事、爾を憐れし事を告ぐ
 その誠は難からず
 聖人は昔の黙示なり
 爾曹が再び生るゝは壞つべき種によるにあらず
 汝の御前には暗きものをかくすことなし
 神彼を一切の者の上に首となし此を教會に賜ひて其首となせり
 彼等は重ねて飢えず重ねて渴かず
 清き美しき物をもてエホバを拜め
 我儕すでに之を見たり今其の證をなすなり
 此の世の人何を休徴を求むるや
 イエスキリスト 爾を癒す
 神は窮なき生をもて我らに賜ふ

餅 二〇八
 弗 三〇九
 彼前二〇四
 可 五〇九
 約壹 五〇三
 提後 三〇六
 彼前 二〇三
 詩百九〇二
 弗 一〇二
 黙 七〇六
 詩九六〇九
 約壹四〇四
 可 八〇二
 徒 九〇四
 約壹五〇一

八月分

廿一日	月	約	一〇一—一六	(4)
廿二日	日	約	一〇六—一七	(31)
廿三日	土	約	一一一—一八	(25)
廿四日	金	約	一一六—一九	(4)
廿五日	木	約	一二一—二〇	(51)
廿六日	水	約	一二六—二一	(34)
廿七日	火	約	一三一—二二	(12)
廿八日	月	約	一三六—二三	(11)
廿九日	日	約	一四一—二四	(46)
三十日	土	約	一四六—二五	(17)
三十一日	金	約	一五一—二六	(63)
一日	木	約	一五六—二七	(51)
二日	水	約	一六一—二八	(29)
三日	火	約	一六六—二九	(27)
四日	月	約	一七一—三〇	(6)
五日	日	約	一七六—三一	(39)

すべての預言者も…彼につきて證せり
 エホバよ我を糺したまた試みたまへ
 何故に糧にもあらぬ者のために金をいだすや
 此の誠は即ち我佛神の子イエスキリストの名を信すべきなり
 此はイエスキリストの一次おのが肉體を獻けしによりてなり
 わが教は雨の降るが如し
 此の故にわれらエホバを知べし
 皆彼を讀め其の口より出づる處の恩寵の言をあやしめ
 是故にイエスキリストにある者は罪せらるゝ事なし
 神は光なり小しの暗き處なし
 罪より釋され義の僕となればなり
 我が誠めを守りて生命を得よ
 汚なく類なく主の前に安全にあらんことをつこめよ
 なんぢらもさ暗かりしが今主にありて光れり
 わが心に知れる不義あらば主は我に聞き給ふまじ
 エホバは汝曹の前に往き給ふ

徒 一〇四三
 詩 六〇二
 賽 五五〇三
 約壹 三〇三
 來 一〇一
 申 三〇二
 何 六〇三
 路 四〇二
 羅 八〇二
 約壹 一〇五
 羅 六〇八
 箴 七〇二
 彼後 三〇四
 弗 五〇八
 詩 六〇六
 賽 五二〇二

九 月 分

一日	火	約	十五九一卅	(28)
二日	水	約	十〇卅一四十二	(35)
三日	木	約	十二〇一六	(5)
四日	金	約	十二〇七十一	(89)
五日	土	約	十二〇卅二一四六	(40)
六日	日	約	十二〇四十七五七	(50)
七日	月	約	十二〇一九	(16)
八日	火	約	十二〇卅一六	(21)
九日	水	約	十二〇卅七五	(43)
十日	木	約	十二〇一十二	(1)
十一日	金	約	十二〇三二一六	(15)
十二日	土	約	十二〇三七一六	(34)
十三日	日	約	十二〇一十四	(3)
十四日	月	約	十二〇一十五	(23)
十五日	火	約	十二〇一十五	(5)

これ主の我儕に約束したまへる約束即ち窮なき生命なり
 天地は癒るべしされど我言はすたるべからず
 朋友は何れの時にも愛す
 我に就る者は我必ず之を棄てず
 それ信仰は望む底を疑はず未見ざる處を憑據とする者なり
 キリストも一次罪によりて苦みなうく
 此の文を録せるは汝等をして……信ぜしめんが爲なり
 爾曹イエスを見ざれども之を愛し
 人に從ふよりは神に從ふはなすべき事なり
 キリストの愛より我らを離らせん者は誰ぞや
 爾曹をして己の跡に從はしめんとて式を爾曹にのこし給へばなり
 またキリストの我儕を愛し給ふ如く愛を以て行ふべし
 かくて我らいつまでも主と共に居らん
 我その人の處に就らん
 イエスキリストによれる義の果を満たせて……

上はねい
 約壹二〇卅五
 路卅二〇卅三
 箴十七〇七
 約六〇卅七
 へふらいしよ
 來 十二〇一
 彼前三〇八
 約 卅〇卅一
 彼前二〇八
 徒 五〇卅九
 羅 八〇卅五
 彼前二〇二
 弗 五〇三
 撒前四〇七
 黙 三〇卅
 腓 二〇二

九 月 分

廿六日	水	約	十五〇六一七	(16)
廿七日	木	約	十六〇一五	(14)
廿八日	金	約	十六〇六一三	(27)
廿九日	土	約	十七〇一三	(3)
三十日	日	約	十七〇四一六	(14)
三十一日	月	約	十八〇一四	(11)
一日	火	約	十八〇一五	(17)
二日	水	約	十八〇一八	(37)
三日	木	約	十九〇一五	(5)
四日	金	約	十九〇一六	(30)
五日	土	約	十九〇一四	(38)
六日	日	約	廿〇一六	(15)
七日	月	約	廿〇一九	(29)
八日	火	約	廿〇一四	(4)
九日	水	約	廿〇一五	(17)

求めよ然らば與へられ
 神は其靈を以てこれを我らに顯はせり
 もし爾曹我が誠を守らば我が愛に居らん
 汝神と和きて平安を得よ
 主御言を賜ふその佳音を宣る婦女は多くして詳をせり
 我を遣はしし父の意を行ふ事を求むればなり
 是故に爾我儕の主の證を作すこと其囚人なる我を恥となす勿れ
 我を汝の眞理に導き我を教へ給へ
 死の苦みをうけしによりて榮尊貴を冠せられたるイエスを見たり
 蓋彼一の獻物を以て潔まる者を永遠全成すればなり
 人を恐るれば器におちいる
 夜は終夜泣き悲しむも朝には喜びうたはん
 そは我ら見る處によらず信仰によりて歩めばなり
 日の出の朝の光の如く……
 我汝の行爲を愛し信仰を服せ忍耐を知る

路 十二〇九
 哥前 二〇二
 約 十五〇二
 上 卅一
 百 卅一
 詩 六十八〇六
 約 五〇卅
 提後 一〇八
 詩 卅五〇五
 來 二〇九
 來 二〇九
 へふらいしよ
 箴 卅九〇五
 詩 卅〇五
 哥後 五〇七
 母後 卅三〇四
 黙 二〇二九

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日
哥前九〇五十一廿七	哥前九〇二一十四	哥前八〇二一十三	哥前七〇七一十四	哥前七〇二一十九	哥前六〇二一廿	哥前五〇二一十三	哥前四〇二一十五	哥前三〇二一廿三	哥前二〇二一廿一	哥前一〇二一廿七	哥前一〇二一廿七	哥前一〇二一廿七	羅 十六〇七一廿七	羅 十六〇七一廿七
(27)	(14)	(11)	(22)	(16)	(7)	(7)	(5)	(13)	(3)	(14)	(21)	(17)	(18)	(2)

エホバを畏る、婦はほめられん
 智慧ある人の教訓は生命の泉なり能く人をして死の罟を脱れしむ
 我れイエスキリストと彼の十字架に釘しられし事の外は、何を知らば
 主、救はるゝ者を日々、教會に加へたまへり
 又爾曹の心の靈を新にし
 肉に居る者は神の心に適ふ事を得ず
 視よ爐の如くに焼くる日來らん
 諸教會は我が人の心腸を探り爾曹各の行ひ循ひて報をなすを知らん
 人……己を潔くせば貴きに用ゐる器となり潔くして主の用にかなふ
 爾曹慎みて惡を以て惡に報ることなく……
 若し教に循はざる夫あらば教に由らず妻の行によりて服はん
 人に事ふるが如くせず主に事ふるが如く、甘心つかふべし
 兄弟を愛する者は光に居つて己を贖ひする者其うちになし
 働く者の其の價を得るは宜なればなり
 爾キリストイエスの精き兵卒の如く我と共に苦を忍ぶべし
 提后二〇三

二十八

十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
月	日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
哥前十二一七	哥前十一八一廿三	哥前十二一七	哥前十二一七	哥前十二一七	哥前十二一七	哥前十二一七	哥前十二一七	哥前十二一七	哥前十二一七	哥前十二一七	哥前十二一七	哥前十二一七	哥前十二一七	哥前十二一七	哥前十二一七
(6)	(32)	(25)	(11)	(31)	(8)	(10)	(14)	(36)	(49)	(15)	(7)	(16)	(4)	(11)	(11)

肉體の慾を行はんがために、備をなすこと勿れ
 人もし言に、愆なくば之全人にして全體に響をよき得るなり
 これ新約の我血にして罪を赦さんとて衆の人のために流す所のものなり
 爾曹も聖靈の賜物を受くべし
 質直なる者は福祉をつぐべし
 愛は請て愆をよほふべし
 我儕皆彼に充滿たる其中より受けて恩寵に恩寵を加へらる
 彼は此處に在らず其の言へる如く、甦りたり
 一粒の麥もし地に爲ちて死なずば唯一つにてあらん
 我が目さむる時容光を以てあきたる事を得ん
 遠人を接待こそを忘るゝ勿れ
 エホバは神を敬ふ人を分ちて己につかしめ給へり
 はじめより諸の事を詳細に考究すれば次第をなして爾に書き送り
 其の僕の主、思はざる日知らざる時に來りて……
 爾曹を召し給ふ、聖者に效ひて諸の行爲を潔くすべし

二十カ

羅 十三〇十四
 雅 三〇三
 太 廿六〇廿九
 徒 二〇八
 箴 廿八
 箴 廿八
 箴 十〇三
 約 一〇六
 太 廿八
 約 十二〇廿四
 詩 十七〇十五
 詩 十七〇十五
 來 十三〇三
 詩 四〇三
 路 一〇三
 太 廿四〇五
 彼前一〇五

分 月 二 十

十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日
火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火
黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙
十四〇一十二	十三〇九一七	十二〇一十二	九〇一六 八〇一三	七〇一七	六〇一七	五〇一四	四〇一十二	三〇一三	二〇一七	二〇一七	二〇一七	二〇一七	二〇一七	二〇一八
(4)	(9)	(6)	(6)	(13)	(14)	(17)	(5)	(11)	(15)	(2)	(25)	(13)	(16)	(7)

このゆゑなんぢらしめいつの時來るかを知らざれば怠らずして守れ
 是故に曹の主何れの時來るかを知らざれば怠らずして守れ
 誠まことに父の生み給へる獨兒ひとりごの榮さかえにして恩寵めぐみと眞理まことに充みてり
 又また認まことはす處ところの望のぞみを動うごかすして固かたく守るべし……
 小子こごよ恒つねに主しゆに居るべし
 汝曹なんぢらなへたる手を強くし弱よひりたる膝ひざを健すこひにせよ
 汝なんぢら何時いつまで二つの者の間あひだに迷まよふや
 天てんにも地ちにも汝なんぢの如ごとき神かみなし
 そは彼かれ凡すべての敵あだを其足そのあしの下したに置く時迄ときまでは王わうたらざるを得えざるなり
 爾曹なんぢら懲おこしめらるる日來ひきたらば何をなさむとするか
 又多またおほの患くわん難なんを経て我われらが神かみの國くにに到いたるべき事ことを知る
 我われら尙なほ亡ほろびざるはエホバの仁愛いつくしみによりその憐憫あはれみのつきざるによる
 我われら自みづからの行おこなひをしらべ且かつ省かへりみてエホバに歸かへるべし
 様やうを窺うかがふべし之時これときあしければなり
 汝なんぢらの敵あだなる惡魔あくまほ例れいる獅子ししの如ごとく偏行へめぐりて吞のむべき者を尋たづね
 我われ羊やぎは我聲わがこゑを多く我われは彼らかれを知る彼らかれ我われに從したがひ……

三十一

またいでん
 太十三〇四
 約三〇六
 哥後六〇七
 約一〇一
 羅十四〇十
 約七〇七
 路十三〇九
 雅五〇七
 太廿五〇六
 賽九〇七
 詩三〇八
 箴一〇三
 結卅四〇六
 詩八六〇二
 詩五〇一
 黙十九〇一

分 月 二 十

廿六日	廿五日	廿四日	廿三日	廿二日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日	十五日	十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	一日	
水	木	金	土	日	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月
黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙	黙
十四〇三十一	十五〇一八	十八〇一	十九〇一六	廿〇一五	廿一〇一四	廿二〇一七	廿二〇一九	廿二〇一七	廿二〇一七	廿二〇一七	廿二〇一七	廿二〇一七	廿二〇一七	廿二〇一七	廿二〇一七	廿二〇一七	廿二〇一七	廿二〇一七	廿二〇一七	廿二〇一七	廿二〇一七	廿二〇一七	廿二〇一七	廿二〇一七	廿二〇一七	廿二〇一七
(15)	(1)	(4)	(13)	(12)	(6)	(24)	(7)	(20)	(7)	(7)	(8)	(5)	(3)	(1)	(2)	(6)										

柳子の飲めて火に焼かるゝ如く此の世の末に於ても此の如くなるべし
 子に從したがはざる者は生命いのちを見みるを得えず且かつ神かみの怒いかり其上そのうへに止とどまらん
 爾曹なんぢら彼らの中うちより出いで之これを離はなれ汚けがれにさばるゝこと勿なかれ
 元始はじめに道みちあり道みちは神かみと共にあり之これに生命いのちあり
 我われらは皆みなキリストの臺前たいぜんに立つべき者ものなり
 人もし渴かわかば我われに來きたりて飲のめ
 又人々またひと々西にしや東北きたがひや南みなみより來きたりて神かみの國くにに座まするならん
 兄弟きやうだいよ忍しのびて主しゆの臨きたるをまつべし
 夜半よなかに叫なびて新あたらしき朝あさ來きたりぬ出いで近ちかへよと呼よぶ聲こゑあり
 其の政事まつりごとと平和へいわは増まし加くはりて窮かきりなし
 エホバは憐憫あはれみと恩寵めぐみに充みちて怒いかり給たまふ事ことおそく仁愛いつくしみ豊ゆたかに在あり
 我われに聽きく者は平穩おだやかに住すまひ……
 傷きずつけられたる者は是これを裏つみ……
 我心われこゝろを盡つくして汝なんぢをほめたへん
 諸すべて汝なんぢに依よ頼たのむ者を喜よろこばせ永遠とこしへに喜よろこびはらせ給たまへ
 ハレルヤ 救すくひと榮さかえと權から力は我われらの神かみの有あり給たまふ所ところなり

三十一

またいでん
 太十三〇四
 約三〇六
 哥後六〇七
 約一〇一
 羅十四〇十
 約七〇七
 路十三〇九
 雅五〇七
 太廿五〇六
 賽九〇七
 詩三〇八
 箴一〇三
 結卅四〇六
 詩八六〇二
 詩五〇一
 黙十九〇一

東京市赤坂區中ノ町二十番地
聖書之友事務所

左に表はす處の聖句は特に聖書の精讀を奨勵せん爲に其の引照を省き且讀者自身之を發見されんことを望むなり左の引照を盡く發見して毎日讀む聖句の下に記入大正四年一月一日迄に廣島市ミス、ジュリヤス宛にて送らるる人には審査の上賞品を贈る。

聖句表の返送を望まらるる人は郵券二錢封入の事。

發見者は決して他人の助力を仰がざること又註解書等を用ゐざること。

發見者は聖句表をジュリヤス宛にて送らるる時必ら自己の住所姓名を明白に記さるべきこと。

聖句さがしの件に付御問合せは廣島市ミス、ジュリヤス宛にて返信料添て願ひます。

右の聖句さがし御研究の方々の御住所、姓名を聖書之友事務所に於ても承知致度必要御座候就ては聖句さがし研究者何の某さ郵便端書に御認め大正三年六月末日迄に左記へ宛御通報願ひます。

一月

一日	汝の兄弟汝に惡をなしたれども冀くば其罪咎を許せ
二日	エジプトに降ること懼るるなかれ彼處にて汝を大なる國民となさん
三日	エホバヨセフと共に在して之に仁慈を加へ
四日	エホバに豈爲し難きことあらんや
五日	汝われを祝せずばさらしめず
六日	エホバに祝する者よ請ふ入れ
七日	天を望みて星を數へ得るかを見よ汝の子孫はひくの如くなるべし
八日	人は其父母を離れて其妻に好合ひ
九日	汝等途にて相あらそふなかれ
十日	汝の子孫は其敵の門を獲らん
十一日	逃遁して汝の生命を救へ得るを回顧なかれ
十二日	汝は見給ふ神なり
十三日	神七日を祝して之を神聖めたまへり
十四日	天下を鞠く者は公義を行ふべきにあらずや
十五日	汝は何處にゐるや

廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日 三十一日 一日 二日 三日 四日 五日 六日 七日 八日 九日 十日 十一日 十二日 十三日 十四日 十五日 十六日 十七日 十八日 十九日 二十日 廿一日 廿二日

懼るなけれ我汝さ偕にありて汝を祝み
請ふ我にちかよれ

エホバ此處にいますに我しらざりき

我わが虹を雲の中におこさん是我と世々の間の契約の徴なるべし

エホバ吾途に福祉をくだしたまひ

神我をめぐみ給ひて我が有さころの者足れり

エノク神と偕に歩みしが神われを取りたまひ

エホバをわが神となさん

泉の傍にある實を結ぶ樹の芽の如しその枝つひに垣を踰ゆ

エホバを讚美んといへり

汝ら安ぜよ懼るなけれ

我汝さ偕にありて凡て汝が往く處にて汝をまもり

今汝が神を畏るを知る

雨四十日夜地に注げり

汝はエホバの祝みたまふ者なり
我今日わが過をおもひいづ

一日 二日 三日 四日 五日 六日 七日 八日 九日 十日 十一日 十二日 十三日 十四日 十五日 十六日 十七日 十八日 十九日 二十日 廿一日 廿二日 廿三日 廿四日 廿五日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日 三十一日

創世記

エホバよ我汝の拯救をまてり

我は汝が僕にほごし給ひし恩恵と眞實を一つもうくるにたらざるなり

汝の弟……何處にあるや

天下の諸々の家族汝によりて福祉を獲ん

汝の家督の權を我にうれ

請ふ僕をして童にかほりなりて主の奴隷とせしめ

此處……神の殿の外ならず是天の門なり

童に罪を犯す勿れ

人獨なるは善らず

我いっで此大なる惡をなして神に罪をおかすをえんや

此婢さ其子を逐出せ

杖ユダを離れず法を立つるもの其足の間を離るこさなく

神自ら燔祭の羔を備へ給はん

我らに食物をあたへよ如何ぞ汝の前に死ぬべけんや

分 月 二

十五日 パンと酒を持ち出せり彼は至高き神の祭司なりき
 十六日 我ら神の靈のやどれる是の如き人を看いだすをえんや
 十七日 神其童兒の聲を聞きたまふ
 十八日 我等が互に別るゝに及べる時れがばくばエホバ我と汝の間を
 十九日 間を監みたまへ
 二十日 汝等は我を害せんと思ひたれども神はそれをよきにかはらせ
 廿一日 汝神と人とに力をあらそひて勝たればなり
 廿二日 れがばくば此童子等を祝みたまへ
 廿三日 是はエホバ彼處に全地の言語を消したまひしに由てなり
 廿四日 彼處にてわれ我苦難の日に我に應へ
 廿五日 解くことは神によるにあらずや
 廿六日 山にエホバ備へ給はん
 廿七日 彼汝等に云ふところをなせ
 廿八日 汝の面を見るに神の面を見るが如くなり

分 月 三

一日 わがえら 馬太傳 我選びし我僕即ち我心に適ひ
 二日 そのたみつみ 其民を罪より救はんさすればなり
 三日 われ 我よりも父母を愛む者は我に協ざる者なり
 四日 われ 我のさかりなき生を得んが爲には何のよき事をなすべきか
 五日 ひとののちありさま 人の後の患状は前よりも更に悪かるべし
 六日 わがいはのり 我家は祈禱の家と稱へらるべし
 七日 かみわれ 神我らと共におる
 八日 イスラエルの家の迷へる羊に往け
 九日 われら世の末まで常に汝らと偕にあるなり
 十日 かれ黙然たり
 十一日 イスラエルの中にも未だかゝる事は見ざりき
 十二日 これらの幽暗になる民と大なる光を見
 十三日 終りまで忍ぶものは救るべし
 十四日 惟イエスの外一人をも見ざりき
 十五日 此は誠に神の子なりき

三月分

廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日 三十一日

廿六日 往きてイエスにつぐ
 廿七日 ユダヤ人の王として生れ給る者は何處に在ますや
 廿八日 義人を招くためにあらず罪ある人を招きて悔改させんが爲なり
 廿九日 吾父に恵るるものよ來り
 三十日 汝等の父は求ざる先に其需用物を知りたまへばなり
 三十一日 煙れる麻を煙ごこなし
 貧者は常に汝らと共にあり
 廿六日 これ木匠の子にあらずや
 廿七日 汝等はみな兄弟なり
 廿八日 汝らこれに食を與へよ
 廿九日 彼は聖靈と火をもて汝らにバプテスマを授けん
 三十日 智恵は智恵の子に義させらるるなり
 三十一日 天の雲に乗りて來るを爾曹見るべし
 地に泰平を出さん爲めに我來れりさ意なけれ
 主いづれの時來るかを知らざれば怠らすして守れ
 わがてんちの父の植ざる者はみな拔るべし

四月分

一日 二日 三日 四日 五日 六日 七日 八日 九日 十日 十一日 十二日 十三日 十四日 十五日

一日 平和を求る者は福なり
 二日 此はダビテの子にはあらざるか
 三日 凡ての權を我にたまはれり
 四日 義人は其父の國に於て日の如く輝かん
 五日 神と財に兼事ふること能はず
 六日 主よ我が子を憫みたまへ
 七日 此兄弟の最徴者の一人に行へるは即ち我に行ひしなり
 八日 天國に於て大なるものは誰ぞや
 九日 人はパンみのにて生くるものあらず
 十日 收稼は多く工人は少し
 十一日 我牧者を撃は群の綿羊ちらん
 十二日 汝等の導師は一人即ちキリストなり
 十三日 もし人全世界を得るも其生命を失はば何の益あらんや
 十四日 多くの人の愛情ひやくかに爲るべし
 十五日 爾曹を憎む者を善福し

馬太傳

分 月 四

廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日 三十一日

なんぢら信じて祈らば求ふ所こそくぐり得べし
兄弟汝に罪を犯ば其獨ある時に往て諫よ
悪をなす者よ我を離れされ
地上にある諸族は哭哀み
主の道を備へ
神には能はざる所なし
汝等には天國の奧義を知ることを與へたまへど
信仰薄きものよ何ぞ懼るや
爾曹先づ神の國を其義を求めよ
彼はナザレ人と呼ばれ
祈禱せんとて密に山に登り
師よ汝は眞なる者なり
主たる汝の神を試むべからず
信仰の如く汝になるべし
人々は人の子を誰さいふや

分 月 五

一日 二日 三日 四日 五日 六日 七日 八日 九日 十日 十一日 十二日 十三日 十四日 十五日

羅馬書
罪の價は死なり神のたまものは……永生なり
彼はもさおほくの人を助け
我は福音を耻せす
其の罪を蔽はるる者は福なり
イエスキリストに在るものは罪せらるる事なし
凡ての事を人に負ふ事勿れ
其の響は人に由らず神に由れり
善なる者は我すなばら我國に居らざるを知る
あゝ神の智識の富は深かな
何故に我を如此つくりしや
義人なし一人も有るなし
夜すでに央て日近けり
汝等の信仰を世こそりて傳揚たり
若し神われらを守らば誰か我等に敵せんや
信仰をあつくして神を尊め

五月 分

六日 七日 八日 九日 十日 十一日 十二日 十三日 十四日 十五日

六日 主に選ばれ
 汝等を害ふ者を祝し
 神には偏視なければなり
 今時の苦しみは顯れん榮に比ぶべきに非ず
 我等は皆キリストの臺前に立つ可き者なり
 キリストは我等のなほ罪人たる時われらの爲め死にたまへり
 我終日手をあげて悱り順はざる民に向へり
 我と共に力をつくして我爲めに神に祈る事をせよ
 罪は汝等に主なることなければなり
 われ残されしに
 恩をうけ功なくして義させらるるなり
 患難は忍耐を生じ
 なんじ神の審判を免れんと思ふや
 神の國は……歡樂にあり
 和平なる言を宣べまた善事を宣る者の其足は美はしき哉
 汝の仇もし飢なば之に食はせ

六月 分

一日 二日 三日 四日 五日 六日 七日 八日 九日 十日 十一日 十二日 十三日 十四日 十五日

一日 使徒行傳
 汝等兄弟なるに何故相害ふや
 主の名を呼びたのむ者は救はる可し
 汝の祈はきかれ
 義も不義も死にし者の魁らん
 罪のゆるしの汝等につたはれるを知
 主の道廣まりて勝を得ること此の如し
 父の約束し給ひし事を待つべし
 神の右に人の子の立るを見る
 選びたまへる證人すなはち……顯し給へり
 汝等神に逆ふ者ならん
 汝の足にて正しく立よ
 ユダヤ人に下義をなしし事なし
 キリストアンの稱へられしはアンテオケより始れり
 渉て我等を助よ
 聖者……を拒み

分 月 六

去日 彼は祈て居
 七日 イエスの名の爲に辱を受くるに足る者とせられし事を喜び
 八日 神の救は異邦人に遣られ
 九日 神は世の始より其すべての所作を知りたまへり
 二十日 我生命をも重んぜざるなり
 廿一日 我心に合ふ人を得たり
 廿二日 衆人に生命と氣息と萬物をあたへ
 廿三日 心を合せて常に祈り
 廿四日 主よ此の罪を彼等に負しむる勿れ
 廿五日 何故に汝の心この事をくはだてしや
 廿六日 主よ何事なるや
 廿七日 天下をみだす斯者ども此にまで來れり
 廿八日 わが事る所の神の使者
 廿九日 此の邑に我は多くの民あり
 三十日 我いかで神に逆ふことを得んや

分 月 七

一日 イエスキリスト 汝をいやす
 二日 信仰さず靈のみちたる
 三日 凡の人に向ひ證人となる
 四日 神の行したまへる凡ての事……を告ぐ
 五日 謙遜また……主に事へ
 六日 その邑こそりて偶像と事ふ
 七日 兄弟をすくばん爲に物をあくらんことを定め
 八日 聖書に達したるアポロ
 九日 之が爲めに懇切神に祈る
 十日 汝すでに我に生命の路を示す
 十一日 我名の爲に如何ばかりのくるしみを受るや我此を彼に示さん
 十二日 イエスと偕にありしを知る
 十三日 キリストの……死者の甦生のはじめとなり
 十四日 人の心を知り給ふ神は……其證をなし

分 月 七

廿六日 主イエスの名の爲に……死るも亦甘する所なり
 廿七日 永 生を受べき者に非ずと自ら定め
 我 便時を得ば再なんぢを召さん
 臆するこゝなく汝の道を宣ることを得させよ
 二十日 イエスの福音を彼に宣傳ふ
 廿一日 汝等この邪なる世より救出されよ
 廿二日 智慧……靈に敵すること能はず
 主……側に立ちて曰給ひけるは……勇め
 廿三日 汝等の血は汝等の首に歸すべし
 廿四日 其のうちに萬物を造り給へる活神
 廿五日 凡ての聖められし者の中に於て業を汝等に與ふ
 廿六日 異邦人の神に歸せし事を具にのべ
 廿七日 列祖の神は汝に神の旨を知しめ
 廿八日 神は我等各々を離るる事遠からざるなり
 廿九日 おほくの艱難をへて我等が神の國に至る可き事
 三十日 福を得させんが爲に……彼をつかはせり

分 月 八

一日 その目はひさの子をみ
 詩 篇
 二日 いれ生命をもさめしに……その齢の日を世々かぎりなからしめ給へり
 三日 われ臥ていれまた目さめたりエホバわれを支へたまへばなり
 四日 なんぢ地にのぞみて激ぎ
 五日 神は地にあまれく王なればなり
 六日 なんぢをあゆむべき途にみちびき
 七日 神のみ審士にましますれば此をさげ彼をあげたまふ
 八日 我を洗ひたまへ、然ばわれ雪よりも白からん
 九日 陰府に有りては誰か汝に感謝せん
 十日 エホバよ我をたしまた試みたまへ
 十一日 われ老て頭髮しろくなるも我がなんぢの力を……のべつたへ
 十二日 善をなすもの一人だになし
 十三日 なんぢの神はいづくにありや
 十四日 なんぢの仁慈はいのちにもまされり
 十五日 われやすらかにして臥しましたれぶらん

詩 篇

分 月 八

廿六日 わが辛苦をかへりみわがすべての罪をゆるしたまへ
 廿七日 エホバはいやさほなかに王なり
 廿八日 われは苦しき且つさもし神よこそぎてわれにきたりたまへ
 廿九日 死のかげの谷をあゆむさも禍害をおそれじ
 三十日 エホバはすべての滑かなるくちびるさ……舌をほろぼしたまはん
 三十一日 汝の口唇をおさへていつぱりをいはざらしめよ
 三十二日 ちからは神にあり
 三十三日 エホバのまへに……忍びてこれをまちのぞめ
 三十四日 われ今エホバその受膏者をすくひたまふを知る
 三十五日 エホバはしへたげらるるものも城
 三十六日 地のはては皆おもひいだしてエホバに歸り
 三十七日 なんぢのほかは我たれを天にもたん
 三十八日 われ聖意にしたがふ事を樂しむ
 三十九日 その政治は海より海にいたり
 四十日 王はなんぢの主なりこれを伏拜め
 四十一日 なんぢをおそるる者に一の旗をあたへたまへり

分 月 九

一日 われらの神のほかに岩はたれぞや
 二日 われあしたになんぢの爲にそなへして俟望むべし
 三日 なんぢの荷をエホバにゆだねよ
 四日 なんぢの聖山にすまはんものは誰ぞ
 五日 エホバは地のはてまでも戦闘をやめしめ
 六日 人の子はいかなるものなればこれを顧みたまふや
 七日 なんぢのみまへにはみ足るよろこびあり
 八日 林のもろくのけものは……みなわが有なり
 九日 エホバは洪水のうへに座したまへり
 十日 その佳音をのぶる婦女はおほくして群をなせり
 十一日 我等を死ぬるまでみちびきたまはん
 十二日 あらエホバよかくて何その時をへたまふや
 十三日 われをおくれたる愆より解放ちたまへ
 十四日 なんぢはわが子なり今日われなんぢを生めり
 十五日 われおそるる時はなんぢによりたのまん

廿六日 わが心にしれる不義あらば主はわれにきよたまふまじ
 廿七日 ひるはなんぢのもの夜もまた汝のものなり
 廿八日 目さむるさき容光をもて飽足ることをえん
 廿九日 夜はよもすがら泣きかなしむさも朝にはよるこびうたばん
 三十日 あら主よ我がすべての願望はなんぢの前にあり
 三十一日 わが及びびがたきほどの高き磐にのぼらせたまへ
 一日 われらはひねもす神によりてほこり
 二日 慰むるものを俟たれど一人もみざりき
 三日 エホバは正しき者のみちを知りたまふ
 四日 なんぢらわが面をたすれ求めよ
 五日 神はたすけを天よりをくり
 六日 エホバを愛のが神さする國はさいはひなり
 七日 なんぢの謙卑われを大ならしめたまへり
 八日 わが時はすべてなんぢの手にあり
 九日 そは生命の泉はなんぢにあり

一日 汝等のために感謝してやます
 二日 なんぢら前には善走りたり
 三日 夫その婦を己の身となして愛すべし
 四日 測ること能はざるキリストの富
 五日 善を行ふに臆する勿れ
 六日 若しわれ人の心を得んことを求はばキリストの僕にあらざるべし
 七日 愛をもて眞理を行ひ
 八日 なんぢら彼此の勞を任へ
 九日 諸國の民はなんぢに由て福を獲ん
 十日 望なき又世に在て神なき者なりき
 十一日 われらの主イエスキリストの十字架の外に誇る所ならんことをれがふ
 十二日 そのみぎのて 其右手を予て我と……交を結べり
 十三日 なんぢら靈に由て行むべし
 十四日 寝たる者よ目を醒し死より起よ
 十五日 なんぢら恩に由て救を得

分 月 十

廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日 三十一日

六日 愛を以て互に事ることを爲よ
 七日 人の義させらるるは律法の行に由に非ず
 八日 聖徒の中に最徴者
 九日 我なんぢらに眞理を語りしによりて我なんぢらの仇となりしや
 十日 一切の者の上に首さなし
 十一日 義人は信仰に由て生べし
 十二日 互に仁慈さあはれみあるべし
 十三日 人の種さころの者はまたその獲さころさなるなり
 十四日 我を愛して我ために己を捨し者
 十五日 キリストをして信仰に由て汝等の心に居しめ
 十六日 人の誑亡に欺かるるこそ勿れ
 十七日 汝はもはや僕に非ず子なり
 十八日 その前に滅さんとしたる信仰の道を宣傳ふ
 十九日 いつはりを去す
 二十日 只眼前の事を務るこそ勿れ
 廿一日 律法は……キリストに導く師傳さなれり

分 月 一 十

一日 二日 三日 四日 五日 六日 七日 八日 九日 十日 十一日 十二日 十三日 十四日 十五日

一日 義かつ善なる人
 二日 何ぞ我を試るや
 三日 われに従へ
 四日 互に睦み和ぐべし
 五日 互に睦み和ぐべし
 六日 神の右に座しぬ
 七日 神の國の奧義をなんぢらには知ることをたまへ
 八日 おほくの人の代その命を予て贖ならん爲なり
 九日 凡の事能ざるなし
 十日 彼等の信ぜざるを奇み
 十一日 彼は罪人と共に算られたり
 十二日 わが來しは義人を召ために非ず
 十三日 終まで忍ぶ者は救はるる事を得ん
 十四日 我に従はん者欲ふ者は己をすて
 十五日 人なき所にゆき其所にて祈禱せり

露光量違いの為重複撮影

分 月 一 十

廿六日	婦は力を盡して作り
廿七日	此民は唇にて我を敬へども
廿八日	見し者の言を信ぜざりし故なり
廿九日	彼は狂氣せり
三十日	主の用なり
三十一日	これに食を與へよ
一日	我等いまだ斯の如くことを見しことなし
二日	我が欲ふ所を成んとするに非ず
三日	鎌を入さするなり
四日	神を信ぜよ
五日	主のなんちに行し大なる事……を告げ
六日	我右に座せよ
七日	誠此の人は神の子なり
八日	一を虧
九日	目を醒し祈禱せよ
十日	

分 月 二 十

一日	すべての物をゆたかに、賜ふ神
二日	汝等の心を慰め
三日	人を悦ばするに非ず
四日	眞の言の模楷を保つべし
五日	人を誇らず
六日	神の造りし物はみな美なり
七日	患難の中に在て忍耐と信仰を存ばなり
八日	固く主につかば我等これに由て生べければなり
九日	イエス罪人を救ふために世に臨れり
十日	自ら守て潔すべし
十一日	イエスに在て……世を渡らん志す者はせめをうくべし
十二日	我等いつまでも主と偕に居ん
十三日	善戦を戦ふべし
十四日	キリストの榮の願れん事を望待しむ
十五日	神始より汝等を簡び

露光量違いの為重複撮影

分 月 一 十

廿六日 婦は力を盡して作り
 廿七日 此民は唇にて我を敬へども
 廿八日 見し者の言どころを信ぜざりし故なり
 廿九日 彼は狂氣せり
 三十日 主の用なり
 三十一日 主に食を與へよ
 一日 我等いまだ斯の如くことを見しことなし
 二日 我が欲ふ所を成んとするに非ず
 三日 録を入さするなり
 四日 神を信ぜよ
 五日 主のなんぢに行し大なる事……を告げよ
 六日 我が右に座せよ
 七日 誠に此の人は神の子なり
 八日 ひとつを虧
 九日 目を醒し祈禱せよ
 十日

五十四

分 月 二 十

一日 すべてを物にゆたかに、賜ふ神
 二日 汝等の心を慰め
 三日 人を悦ばするに非ず
 四日 眞の言の模楷を保つべし
 五日 人を誘はす
 六日 神の造りし物はみな美なり
 七日 患難の中に在て忍耐と信仰を存ばなり
 八日 固く主につかば我等これに由て生べければなり
 九日 イエス罪人を救ふために世に臨れり
 十日 自ら守て潔すべし
 十一日 イエスに在て……世を渡らん志す者はせめをうくべし
 十二日 我等いつまでも主と偕に居ん
 十三日 善戦を戦ふべし
 十四日 キリストの榮の顯れん事を望待しむ
 十五日 神始より汝等を簡び

五十五

分 月 二 十

廿六日	衆の人に 向て忍ぶべし
廿七日	精兵卒の如く…… 苦を忍ぶべし
廿八日	遠人を懇切に待ひ
廿九日	活る眞神に事へその子の天より來るをまつ
三十日	勞者は其の値を受べきなり
三十一日	主…… 諸の惡事より離しめ
一日	善を行ひて倦こさ勿れ
二日	神の心に合はずかつすべての人に逆へり
三日	義の冕わがために備あり
四日	衆の人を愛す
五日	主は信實なる者なり
六日	神の我等にたまへる靈は臆する靈に非ず
七日	兄弟よ我等のために祈るべし
八日	信者の模楷さなるべし
九日	汝等のなげきは望なき他人の如くならざらん事を欲ふ
十日	主の名をよぶ者は不義を離るべし

◎聖書之友委員心得 RULES FOR SECRETARIES

- 第一 委員は聖書之友の目的を賛成し自ら會友さなるは勿論本會の擴張に熱心なる人を要す
- 第二 一度に入會者五名以上を紹介するときは假委員となり十人以上ならば正委員さなるべし
- 第三 委員は毎年十一月下旬か十二月上旬迄に翌年の入會者さ前年との比較表を報道せらるべし
- 第四 委員は凡ての會友より約定書を取集めて手許に備へ置き事務所へは會員(一人一ヶ年八圓宛)と共に會友宿所姓名簿を送附せらるべし
- 第五 委員は成べく事務所維持費の中へ會友より金圓を寄附せらるる様勧誘せらるべし
- 第六 委員は所屬會友の會費、寄附金等を取集めて事務所へ送附せらるべし
- 第七 委員は會友を奨勵し毎月少くも一回は集會して聖書研究に熱心の増さん爲め祈禱會を開き互ひに實驗談をなし此の集會の貴重なるを認定せしむるやう注意せらるべし
- 但集會の情況は一々事務所に報道せられたし
- 第八 委員は轉居の都度、舊新宿所さもに報道し他所へ轉住する時は後任委員を選定せらるべし
- 第九 府下の委員は毎年十二月に開くべき年會、五月に開くべき半年會には會友を勧誘して可成多く出席せしむべし、又地方の各支會も同時に年會及半年會の催しあるべし
- 第十 委員に關する會友には毎月出版の度毎にリーフレット一枚宛進呈す
- 但しリーフレット二十枚に付貳錢の割合にて郵税御送附のこと
- 第十一 事務所への御送金參拾錢以上は郵便小爲替若くは振替貯金(口座一五五〇七番、但し口座料壹錢加へ)參拾錢以内は五厘切手一割増にても差支なし

◎聖書之友會友心得 RULES FOR MEMBERS.

- 第一 會友は日課表に示す日課を毎日研究するの義務あり
- 第二 本會に入會せんと欲せば會費八錢を添へて申込むべし清國を除く外國は拾錢、少年は七錢事務所よりは會費の届き次第日課表を送るべし
- 第三 舊會友にして引續きて會友たらんと欲せば十二月上旬より申込むべし
- 第四 會友十名ある地方にては委員一人(會友中より)を選定して聖書之友に關する一切の事を委托するは頗る便利なれば未だ委員の設けなき地方にては速かに委員を選定して事務所へ報道すべし
- 第五 會友は成るべく最寄の支會又は委員に關すべし然れども若し之を好まざれば強て屬するに及ばず斯る場合には孤立會友となるべし
- 第六 便宜の爲め何處にても支會を設立し其名稱は適宜に定ることを得べし例へば安中聖書之友支會、札幌獨立教會聖書之友支會と稱するが如し殊に一地方に二箇所以上ある時は必らず名稱を附するをよとす
- 第七 事務所への御送金參拾錢以上は郵便爲換又は振替貯金(口座一五五〇七番但し口座料壹錢を加へ)金參拾錢未滿及び郵便爲換取扱所なき地に限り便宜のため五厘切手一割増にても差支なし
- 第八 返書を要すべき照會は參錢切手封送せらるるか又は往復はがきを用ひらるべし

五十八

五十九

大正二年十二月十三日印刷
大正二年十二月十六日發行

著者兼 東京市赤坂區氷川町五番地
發行人 ショーシ、プレスウエート

印刷人 横濱市太田町五丁目八十七番地
村岡平吉

發行所 東京市赤坂區仲ノ町二十番地
聖書之友事務所

印刷所 横濱市山下町百〇四番地
福音印刷合資會社

●日課表大人は一ヶ月一人に付會費金八錢(但清國を除き外國は金拾錢)郵税不要●

※

毎月一回二十日聖書之友事務所發行

信行的

なる家庭の讀

物にして又簡易に

聖書を研究するに最好き

聖書之友雜誌

リフレット

面白き畫と談ある子供の

ためにも求道者の

爲にも好き讀

物なり

※

錢七金(頁十五)冊一價定誌雜

リフレット郵税廿枚迄金貳錢

※

錢十四年、半錢五十七年、一價定誌雜

(座口金貯替振)
(番七〇五五一京東)

●日課表少年は一ヶ月一人に付會費金五錢(但清國を除き外國は金七錢)郵税不要●

終